

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	4 子供たちの健全な心を育む取組
主要施策	11	いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化	

【平成29年度予算額：3,995,314千円 決算額：3,949,979千円 従事職員数5人（指導主事5人）】

◆「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

1 いじめ総合対策【第2次】の活用の推進

いじめ防止等の対策に関して、「いじめ総合対策」の推進状況を検証し、学校において成果のあった効果的な取組等を共有できるようにするとともに、平成28年度「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」の答申を踏まえて「いじめ総合対策」を改訂し、活用の推進を図った。

- (1) 平成29年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」実施（平成29年4月から6月までの期間の取組に関する調査） 調査結果及び取組の改善策の公表 平成29年11月
- (2) 生活指導担当者連絡会[全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会]の実施（平成29年8月）テーマ「生徒指導・特別活動・人権教育の研究者からみた『いじめ』」
- (3) 都教育委員会指導主事派遣「いじめ防止対策の強化を目指して」の実施（平成29年12月）
区市町村教育委員会からの要請に基づき、都教育委員会の指導主事を様々な研修会等に派遣し、「いじめ総合対策【第2次】」を中心に、いじめの定義に基づく正しい認知や「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応の徹底等の具体的な取組について説明した。
- (4) 「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」における審議
東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」において、平成29年度は、教育委員会からの諮問を踏まえ、下記のとおり審議を行い、「いじめ総合対策【第2次】」の評価・検証を行った。

日時		審議内容(概要)
平成29年	8月17日(木)	○東京都いじめ防止対策推進条例第11条第4項に規定する調査について
	11月30日(木)	○子供がいじめについて考え、主体的に行動しようとする意識や態度の育成について
平成30年	2月27日(火)	○子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成について（意見聴取）

- (5) 上記(4)に示す審議を踏まえ、新たに策定した「いじめ総合対策【第2次】」について、校長連絡会や区市町村教育委員会の担当者連絡会等で周知を徹底するなど、取組の推進を図った。
- (6) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成を図るための取組について、区市町村教育委員会に調査を実施し、その結果及び成果や課題について「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」において審議するとともに、生活指導担当指導主事連絡会にて情報の共有化を図った。

2 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの活用

児童・生徒がいじめを防止するために主体的に行動できるよう促すとともに、心配な状況があったらすぐに相談機関にアクセスできるようにするため、いじめ防止に関するサイト及びアプリケーションの活用を推進した。

(1) 情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の目的等

ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。

イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

(2) 情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の内容

【こころ空模様チェック】

簡単なストレスチェック機能があり、「東京都いじめ相談ホットライン」に電話をかけることができる。

【こころストーリー】(いじめ相談・SNS)

いじめや、SNSについて考えさせる八つのストーリーを見ることができる。

【SNS ルールリマインダー】

SNS に関して決めたルールを登録することで、通知が届くことによりルールを思い出すことができる。

<成果>

1 毎年度、東京都教育委員会が実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」

(4月から6月までのいじめの認知件数とその対応状況等を把握するための調査)の結果の経年比較から、以下の点が成果として見られている。

<調査対象期間におけるいじめの認知件数及び解消した件数の経緯>

	27年度		28年度		29年度	
	認知件数	解消件数(率)	認知件数	解消件数(率)	認知件数	解消件数(率)
小学校	1,392	853(61.3%)	1,710	1,147(67.1%)	9,597	
中学校	1,400	1,037(74.1%)	1,298	990(76.3%)	2,220	
高等学校	26	16(61.5%)	48	36(75.0%)	55	
特別支援学校	5	4(80.0%)	6	5(83.3%)	12	
全校種	2,823	1,910(67.7%)	3,062	2,178(71.1%)	11,884	

※ () の%は、認知件数の合計に対する割合

<いじめの認知件数(1校当たり1か月の平均認知件数)>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成29年度	2.50件	1.18件	0.08件	0.06件
平成28年度	0.44件	0.69件	0.07件	0.03件

29年度の解消件数については、文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂により、いじめの解消は、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることなどが必要とされたため、集計しないこととしている。認知件数の合計（1校当たり1か月の平均認知件数を含む。）は昨年度より増加している。軽微ないじめを見逃さず、確実に認知しようとすることや、学校の組織的対応力が向上したことが考えられる。

- 2 平成29年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次】」を都内全公立学校に配布するとともに、その活用について、校長連絡会や区市町村教育委員会の担当者連絡会等で改めて周知を図り、活用の推進を図った。
- 3 生活指導担当指導主事連絡会で、各区市町村教育委員会の取組について情報共有したことで、子供たちが主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための取組を推進することができた。
- 4 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの活用の推進について、周知を図った。平成30年度版「SNS東京ノート」に情報サイトと連携したコンテンツを取り入れて、授業での活用を促進できるよう改訂を行った。

<課題>

- 1 全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、軽微ないじめを含め確実に認知することを徹底する必要がある。
- 2 教職員が、子供の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告することを徹底する必要がある。
- 3 全ての学校で、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にするとともに、全教職員がその役割を理解できるようにすることが必要である。
- 4 毎年度、東京都教育委員会が実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（4月から6月までのいじめの認知件数とその対応状況等を把握するための調査）の結果の経年比較から、以下の点が課題と見られた。

*いじめの主な端緒別件数（認知したきっかけ）「子供からの訴え」（被害生徒、周囲の生徒、加害の生徒からの訴えの合計）の件数の割合（単数回答）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成29年度	11.3%	16.7%	30.9%	0.0%
平成28年度	12.2%	15.9%	33.3%	0.0%

小学校、高等学校では、「子供からの訴え」により発見した割合が、昨年度より減少している。

児童・生徒が教職員や保護者等の大人に訴えることにより、学校がいじめを把握し、早期に解消することができる信頼関係を構築するなど、子供たちが相談しやすい教育相談体制を一層充実する必要がある。

また、周囲の児童・生徒が、他の児童・生徒がいじめを受けていることについて教職員に伝えるなど、いじめの問題を子供たち自身で解決していこうとする意識や態度を育むことが必要である。

- 5 全ての教職員が、「学校いじめ基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組を確実に実施することが必要である。

- 6 子供たちが家庭で使用しているコンピュータや、携帯しているスマートフォンを通して、日常から「考えよう！ いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめ問題の解決に向けて、自分がどのように行動すればよいのかを考えることができるよう啓発を引き続き行う必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 保護者、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するか説明するとともに、いじめの件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をしないことについて一層の理解啓発を図る。
- 2 校長連絡会や区市町村教育委員会室課長会等、あらゆる機会を活用し更なる普及啓発を行っていく。
- 3 上記の課題を踏まえて、平成 29 年 2 月に策定された「いじめ総合対策【第 2 次】」を通して、以下の取組について改善を図っていく。
 - (1) いじめに対して学校が組織的に対応できるようにするため、「学校いじめ対策委員会」の機能を強化するとともに、一人一人の教職員の取組の徹底を図る。
 - (2) 子供が大人に相談しやすい環境づくりのため、学校教育相談体制を充実させるとともに、平成 29 年 3 月に新たに開発されたホームページやアプリケーションを活用し、外部相談窓口にアクセスしやすい環境を整備する。
 - (3) いじめを見て見ぬふりせず、子供たち同士が話し合い、解決に向けて行動できるようにするための主体的な取組を促す指導を充実させる。
 - (4) 保護者との信頼関係に基づく対応や関係機関等との連携強化を図る。

◆自殺予防対策に関する取組の徹底（指導部）

<施策の取組状況>

学校において、いじめや自殺等を未然に防止するため、教職員一人一人が、組織的な取組を確実に実施できるよう、以下の教職員研修を実施した。

- 1 東京都教職員研修センター等が実施する職層別研修
 - (1) 主幹教諭スキルアップ研修 「学校における自殺予防の取組について」
平成 29 年 10 月 31 日（火）、11 月 7 日（火）、17 日（金）、20 日（月）
 - (2) 専門性向上研修「生活指導に求められる学校の組織的対応」 平成 29 年 8 月 22 日（火）
- 2 自殺予防教育連絡会「教師が知っておきたい自殺予防の基礎知識」
平成 29 年 5 月 23 日（火）、30 日（火）
- 3 自殺予防教育推進委員会を設置し、SOS の出し方に関する教育の推進及び授業で活用できる DVD 教材等の作成に向けた検討を行った。

<成果>

- 1 昨年度に引き続き、都内全公立学校長を対象とした自殺予防教育連絡会を開催し、自殺予防対策に向けた校長のリーダーシップによる組織的な対応の強化を図った。

- 2 SOS の出し方に関する教育を推進するための授業で活用できる DVD 教材を作成し、平成 30 年 3 月に都内全公立学校に配布した。
- 3 SOS の出し方に関する教育を推進するため、各学校において平成 30 年度の年間指導計画に、都教育委員会が作成した DVD 教材等を活用又は参考とする取組を位置付けるよう周知を図った。

<課題>

様々な連絡会等の機会を捉えて、DVD 教材等の活用による自殺予防教育の推進について周知を徹底する必要がある。

<今後の取組の方向性>

SOS の出し方に関する教育を推進するための DVD 教材の活用を推進する。

◆スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実（指導部）

<施策の取組状況>

1 スクールカウンセラー活用事業

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を学校に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に資するため、全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置した。

(1) 資格

- ア 臨床心理士（資格取得1年以上）
- イ 精神科医
- ウ 大学・大学院における心理学系の教授等

(2) 職務

- ア 児童・生徒へのカウンセリング
- イ 子育てや生活指導に関する保護者へのカウンセリング
- ウ カウンセリングについて教員や保護者への指導・助言
- エ 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- オ 児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修や事例研究等における指導・助言

(3) 配置校数

(単位：校)	小学校	中学校	高等学校	合計
24年度	327	※ 631	100	1,058
25年度	※ 1,298	※ 630	※ 188	2,116
26年度	※ 1,295	※ 629	※ 186	2,110
27年度	※ 1,292	※ 627	※ 186	2,105
28年度	※ 1,286	※ 626	※ 248	2,160
29年度	※ 1,282	※ 625	※ 248	2,155

※ 全校配置（全日制課程・定時制課程を併置する高等学校については、両課程で1人を配置）

(4) 配置人数

1,380人（平成29年4月1日現在）

（4校勤務1人 3校勤務207人、2校勤務354人、1校勤務818人）

(5) 配置時間・日数

1日7時間45分×38回/年

(6) 事業等

- ア 3月1日 新規スクールカウンセラー連絡会〔都民ホール〕
- イ 3月2日 区市町村教育委員会担当者等対象スクールカウンセラー活用事業担当者連絡会〔都民ホール〕
- ウ 5月12日 都立学校配置スクールカウンセラー連絡会〔都庁大会議場〕
- エ 5月23日 学校管理職対象スクールカウンセラー配置校連絡会（区部小・中学校）
〔江戸川総合文化センター〕
- オ 5月30日 学校管理職対象スクールカウンセラー配置校連絡会（市部小・中学校、都立学校）
〔国立オリンピック記念青少年総合センター〕
- カ 8月31日 スクールカウンセラー連絡会〔国立オリンピック記念青少年総合センター〕
講演：「感情コントロールの育ちを支援するということ」
講師：国立大学法人 東京学芸大学 教授 大河原 美以 先生

<成果>

「認知したいじめについて学校がスクールカウンセラーと連携して対応した状況」

※ 平成29年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
スクールカウンセラー等が連携して対応した件数	413	1,646	258	640	23	28	694	2,314
うち、効果が見られた件数	157	561	79	174	8	9	244	744

<課題>

全校種において、スクールカウンセラーと連携し対応した件数及び効果が見られた件数が昨年度と比べ増加している。今後は、スクールソーシャルワーカーや学校サポートチームとの連携を含め、効果的な取組事例の周知を図ることが必要である。

<今後の取組の方向性>

効果が見られた事例を検証し、組織的な対応を推進していく。また、いじめの実態に応じて、被害の子供の心情に寄り添って解決を図ることができるようにするため、学校ごとにスクールカウンセラーによる被害の子供への関わり方を明確にしていく。

◆児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

＜施策の取組状況＞

1 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村教育委員会に対して支援を行った。

(1) 事業概要

ア 都は区市町村の事業費の2分の1を補助（国は都の負担額の3分の1を補助）

※平成27年度には、都の負担に係る予算額を前年度比の約2.6倍に拡充した。それ以降も予算額を増額したことで、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができるようになった。

イ 都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対し適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを、全額都費負担で、区市町村教育委員会に配置

(2) 資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

(3) 職務

ア 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け

イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援

エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

(4) 配置自治体数

	区	市	町	村	合計
24年度	12	17	2	0	31
25年度	14	20	3	0	37
26年度	17	22	3	0	42
27年度	20	23	3	0	46
28年度	22	25	3	0	50
29年度	22	25	3	0	50

(5) 配置実人数

189人

2 「家庭と子供の支援員」の配置

(1) 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わりとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置する。

(2) 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

(3) 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

(4) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

(5) 事業経費運用方法

ア 学校指定初年度（委託事業）

国 1/3、都（委託料） 2/3

イ 学校指定2年目以降（補助事業）

国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、 区市町村 1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

(6) 実施地区、配置校数、配置人数

ア 実施地区

31 区市町村（14 区 16 市 1 町）

イ 実施校

314 校（小学校 187 校、中学校 127 校）

ウ 家庭と子供の支援員数

719 人

エ スーパーバイザー数

179 人

(7) 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 26,211 日

(8) 事業等

第4回生活指導担当指導主事連絡会 11月16日

区市町村教育委員会担当指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施した。

家庭と子供の支援員の参加者数：18人

<成果>

1 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

活動記録「継続支援対象児童・生徒の抱える問題と支援状況」

	支 援 状 況					
	件数 (件)		問題が解決した割合 (%)		問題が好転した割合 (%)	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
スクールソーシャルワーカーが対応した件数の合計	8,830	10,122	11.9	12.8	22.5	18.1

2 家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

	平成 28 年度	平成 29 年度
① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	243 人	392 人
② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	152 人	196 人
③ 改善率 (②/①×100)	62.6%	50.0%

<課題>

1 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーの配置拡充にもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、児童・生徒一人一人に対して十分な支援を実現させるためには、更なる配置拡充が必要である。

2 「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

<今後の取組の方向性>

1 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

平成 30 年度以降も、引き続き、全区市町村への配置と、申請額の全額に対応できる予算を確保していく。

2 学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が、多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	4 子供たちの健全な心を育む取組
主要施策	12	SNS等の適正な使い方の啓発強化	

【平成29年度予算額：45,090千円 決算額：40,924千円 従事職員数4人（指導主事2人）】

◆東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進（指導部）

1 SNS等の適正な使い方の啓発強化

＜施策の取組状況＞

- 1 「情報教育推進校」（主に情報モラル教育を推進）9校を指定し、先進的な取組を実施
- 2 情報教育担当指導主事連絡会等で、学校や家庭におけるルール策定や見直しについて、情報共有し、児童・生徒による主体的な情報モラル教育を推進
- 3 「SNS東京ノート」活用促進委員会の開催と補助教材「SNS東京ノート」の改訂

＜成果＞

- 1 「情報教育推進校」の成果を実践事例集にまとめて、年度末に都内全公立学校に配布した。また、「情報教育推進校（主に情報モラル教育を推進）成果報告会」を12月8日（金）都庁で、開催した。
- 2 区市町村教育委員会や都立学校に対し、学校ルール策定と見直しの徹底及び学校を通じた家庭への啓発について周知した。インターネット利用ルールを定めた学校の割合は、ふれあい月間の調査で平成28年度は74.1%、平成29年度は全ての都内公立学校（100%）で策定した。
- 3 「SNS東京ノート」活用促進委員会を開催し、児童・生徒の話し合いの活性化や活用促進を図るための指導法等について検討を行い、主体的に学ぶ情報モラル補助教材「SNS東京ノート」（平成30年度版）を作成し、都内全公立学校の全児童・生徒に配布した。

＜課題＞

- 1 高校生が先生役となり、小中学生に「SNS東京ノート」を活用した情報モラルを教える等、他校種間で連携した取組が限定的となっている。
- 2 「情報教育推進校」（主に情報モラル教育を推進）の取組が形骸化しないように、児童・生徒による主体的なルール見直しの活動を全都により一層周知する必要がある。
- 3 児童・生徒の実態に即した「SNS東京ノート」となるよう、引き続き改訂を行い、児童・生徒による主体的な情報モラル教育を促進させる必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

- 1 他校種間で連携した取組を都主催の研修会で周知する等、取組の拡大を図る。
- 2 ふれあい月間等の機会を捉えて、ルールの見直し状況を確認し、状況によっては、学校を訪問して支援する。

- 3 共同研究「SNS 東京ノート」効果測定の実績を踏まえて、次年度の改訂につなげる。

2 インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

<施策の取組状況>

- 1 学校非公式サイト等の監視及び学校に対する不適切な書き込みの情報提供
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」(抽出調査)の継続実施
- 3 LINE 株式会社(以下「LINE 社」という。)との共同研究プロジェクトに基づいた計画的な取組

<成果>

- 1 都立学校や区市町村教育委員会に対し、不適切な書き込み等の情報提供を行い、児童・生徒への啓発・指導に活用した。
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」を実施し、経年変化を分析した。
- 3 「情報教育推進校」(主に情報モラル教育を推進)を中心にLINE独自のアンケート調査を実施し、分析結果を推進校等に還元した。

<課題>

- 1 学校非公式サイト等を継続して監視する中で、児童・生徒の実態の変化に伴った、より効果的な検出方法等を検討する必要がある。
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」の経年変化を分析し、児童・生徒の実態に即した指導につなげていく必要がある。
- 3 アンケート調査の経年比較やLINE社の担当者を教職員研修センター研修講師として招へいし、教員の指導力を向上させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 単なる不適切な書き込みに捉われず、相互リンク等のつながり検索により、検出の精度を向上させる。
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」は、小学校低学年向け調査内容を慎重に精査し、実施する。
- 3 LINE社と適切に連携してアンケート調査を実施し、「SNS 東京ノート」効果測定を行う。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	体	取組の方向	5 体を鍛え健康に生活する力を培う
主要施策	13	体力向上を図る取組の推進	

【平成29年度予算額：291,907千円 決算額：243,049千円 従事職員数6人（指導主事6人）】

◆「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

1 「アクティブプラン to 2020」

＜施策の取組状況＞

1 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

第1次推進計画、第2次推進計画の成果と課題を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間の総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）を「アクティブプラン to 2020」として策定し、5年間の目標を具体的に設定した。

【5年間の目標】

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成する。
- (2) 区市町村教育委員会と学校は、それぞれ体力向上の具体的な目標を定め、取組を計画するとともに、実践、評価、検証のPDCAサイクルにより、体力向上を推進する。
- (3) 毎日の朝食摂取率の改善・向上や節度あるSNSの使用等を図ることにより、基本的な生活習慣の改善・定着を図る。
- (4) 体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。
- (5) 低下傾向を示している「握力」については、小学生は男女共に1kg、中学生・高校生の男子は3kg、女子は2kg増を目指す。「投げる力」については、小学生男女共に低学年は1m、高学年は2m、中学生・高校生は男女共に2m増を目指し取組を推進する。

2 総合的な子供の基礎体力向上方策の具体的な取組

(1) 「子供の体力向上推進本部」等の設置

児童・生徒の体力・運動能力の現状分析や向上策について戦略的な取組を検討した。

- ・平成21年度 子供の体力向上推進本部の設置 3回開催
- ・平成22年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）策定 2回開催
- ・平成23年度 第1次推進計画の進捗状況、年齢別体力向上プログラム等検討 1回開催
- ・平成24年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）策定 1回開催
- ・平成25年度 第2次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討 1回開催
- ・平成26年度 第2次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討 3回開催
- ・平成27年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）策定

- ・平成 28 年度 第 3 次推進計画の進捗状況
- ・平成 29 年度 第 3 次推進計画の進捗状況

(2) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」

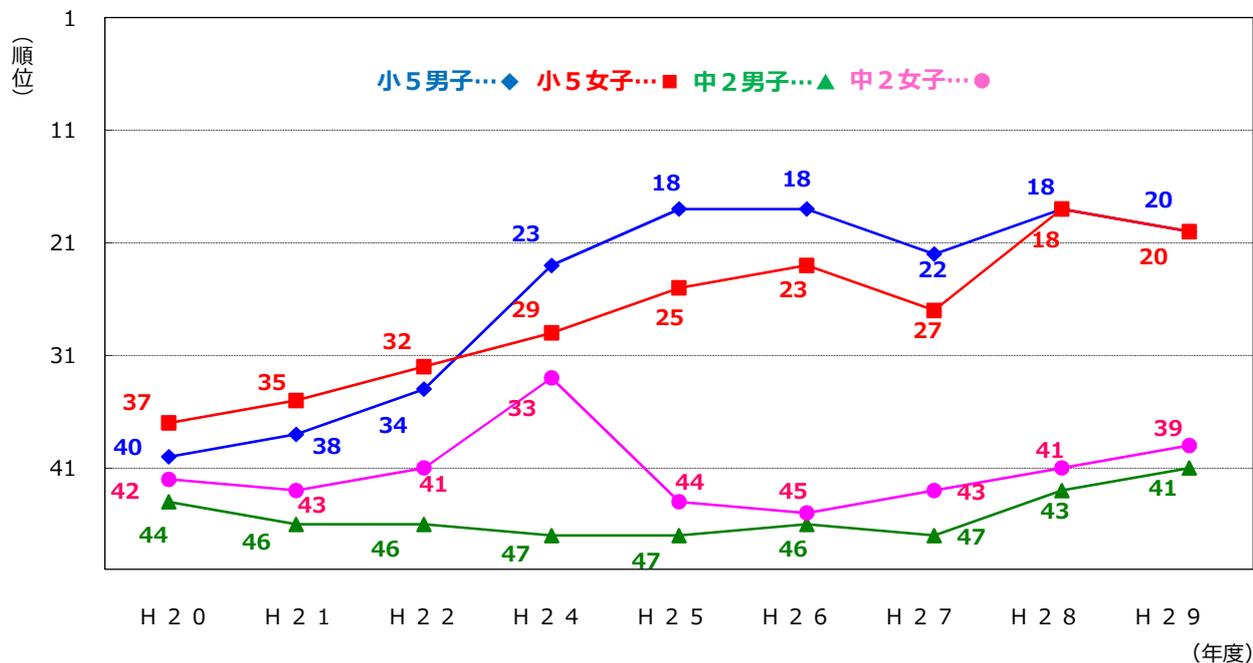
【実施規模（平成 22 年度と平成 29 年度の比較）】

	平成 22 年度			平成 29 年度		
	実施校数	実施人数	割合	実施校数	実施人数	割合
小学校	60 校	25,110 人	4.4%	1,282 校	571,599 人	100.0%
中学校	59 校	18,912 人	8.4%	619 校	219,656 人	100.0%
中等教育学校	0 校	0 人	0.0%	6 校	5,489 人	100.0%
高等学校（全）	30 校	18,848 人	15.8%	173 校	123,710 人	100.0%
高等学校（定・通）	5 校	380 人	2.3%	55 校	10,579 人	100.0%
特別支援学校	0 校	0 人	0.0%	43 校	5,948 人	69.4%
合計	154 校	63,250 人	6.7%	2,178 校	936,981 人	99.0%

※「割合」とは、全校に占める実施校の割合

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（スポーツ庁）から

【47 都道府県における東京都の順位】



【体力合計点の東京都及び全国の平均値推移（80点満点）】

		20年度	21年度	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小	男	52.97 (54.48)	53.32 (54.19)	53.54 (54.36)	54.10 (54.07)	54.12 (53.87)	54.16 (53.91)	53.90 (53.81)	54.19 (53.93)	54.34 (54.16)
	女	53.29 (54.84)	53.52 (54.59)	54.07 (54.89)	54.52 (54.85)	54.74 (54.71)	55.21 (55.01)	55.25 (55.19)	55.80 (55.54)	56.03 (55.72)
中	男	38.59 (41.50)	38.51 (41.36)	38.66 (41.71)	40.16 (42.32)	39.50 (41.69)	39.71 (41.63)	39.88 (41.80)	40.67 (42.00)	40.92 (41.96)
	女	45.21 (48.38)	45.01 (47.94)	45.78 (48.14)	47.61 (48.72)	46.21 (48.31)	46.73 (48.55)	47.40 (48.96)	48.32 (49.41)	49.01 (49.80)

※（ ）内は、全国の平均値

(3) 「一校一取組・一学級一実践」運動の推進

全公立学校で学校の実態に応じた体力向上の具体的な取組を展開することができた。また、優れた実践例を取りまとめ、各学校の取組の促進を図ることができた。

・「一校一取組」運動の展開実践例報告書の作成・配布

平成22年度 13,000部、平成23年度 8,500部、平成24年度 8,650部、
平成25年度 6,400部、平成26年度 12,000部、平成27年度 12,130部

・「アクティブプラン to 2020 実践事例集」の作成・配布

平成28年度 12,300部、平成29年度 12,300部

(4) 中学生「東京駅伝」大会の実施

中学校教育の一環として、区市町村対抗の駅伝競走大会を実施し、自治体ごとの体力向上に係る取組の促進を図ることができた。

・参加自治体数 平成21年度 51区市町

平成22年度 東日本大震災により中止

平成23年度 50区市町

平成24年度 50区市町及び宮城県南三陸町男子チーム特別参加

平成25年度 大雪により中止

平成26年度 50区市町

平成27年度 50区市町

平成28年度 50区市町

平成29年度 50区市町

3 全中学校において「アクティブスクール」を展開

全国最低水準の中学生の体力を向上させるためには、全中学校が共通の課題意識をもち、同じ目標に向かって集中して取り組んでいく必要があるため、全中学校を「アクティブスクール」として

位置付け、自校の目標（値）や取組内容を定めた「体力向上推進計画」を作成し、取組を強力に推進していく。

4 コーディネーショントレーニングの普及

運動生理学や脳科学の研究から考案され、児童・生徒の体力向上を図ることが期待できるコーディネーショントレーニングの実施校の一層の拡大に向けて、体育授業の体づくり運動や補助運動、全校朝会や休み時間、放課後の取組、部活動等において、先進的に取り組むとともに、成果を当該区市町村内等に普及する地域拠点校 30 校を定め、実践内容を地域に発信していく。

<成果>

- 1 「東京都統一体力テスト」を開始した平成 23 年度と比較すると、全学年共に向上傾向にあり、体力合計点平均値も上昇している。特に女子の値が上昇している。
- 2 中学 2 年生の体力合計点平均値は、平成 29 年度も上昇し、男女共に順位を上げている。小学 5 年生の体力合計点平均値は、男女共に全国平均値を上回っている。
- 3 いずれの校種においても、体育の授業以外にも体力向上に向けた取組を実施する割合が増えてきている。

<課題>

- 1 どの校種においても、各種目の平均値及び体力合計点平均値は向上傾向であるが、「握力」「ボール投げ」については、依然として低い状況である。
- 2 総合評価の割合において、E 層の割合が大きく変化していない（増加している学年も見られる。）。
- 3 運動習慣や生活習慣と総合評価には相関が見られるが、子供たちの回答の推移に大きな変化は見られない。

<今後の取組の方向性>

- 1 「アクティブライフ研究実践校」、「スーパーアクティブスクール」の 3 年間の研究成果を発表し、優れた実践を普及する。
 - ・運動と健康の関連を図った取組
 - ・投げる力を向上させる取組
 - ・運動が苦手な生徒等を対象とした「体力向上部」の普及、及び体育的活動の工夫
 - ・家庭との連携、地域人材の活用等、外部と連携した取組 など
- 2 体育担当指導主事や体育主任の連絡協議会等を通し、新体力テストの効果的な実施や結果活用を更に充実する。
 - ・事前指導の充実（目的や意義の理解、一人一人の目標値の設定、各種目の実施方法の周知）
 - ・結果を返却する際の工夫（一人一人の体力の変化や目標値の達成状況等を具体的に評価）
 - ・運動が苦手、運動に意欲的でない児童・生徒への個別指導の充実

2 「アクティブライフ研究実践校」、「アクティブスクール」、「スーパーアクティブスクール」の指定 ＜施策の取組状況＞

1 アクティブライフ研究実践校

健康教育を中心とした体力向上・健康づくりを推進する小学校を指定し、優れた取組や成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進することを目的とする。平成28年度に20校を指定し、3年間研究開発を行う。29年度は、研究実施校全校を視察し、各校の課題、目標（値）、課題解決に向けた実践内容等について把握し、指導・助言を行うとともに、各学校において中間報告を実施し、次年度の研究発表に向けた取組の充実を図った。

2 アクティブスクール

全中学校において自校の目標（値）や取組内容を定めた体力向上推進計画を作成し、それぞれの学校が体力向上の取組をより一層推進することを目的とする。平成28年度から平成32年度までの5年間、全中学校を「アクティブスクール」とし、体力合計点については全国平均値以上を目指す。区市町村教育委員会と学校が、それぞれ体力向上の具体的な目標を定め、取組を計画するとともに、実践・評価・検証のPDCAサイクルにより、体力向上を推進するため、中学校体育主任連絡協議会及び体育担当指導主事連絡協議会等において、周知を図った。

3 「スーパーアクティブスクール」指定校

体力向上に先進的に取り組む中学校を指定し、具体的取組を研究開発するとともに、成果を広く発信することを通して中学校の体力向上を具現化することを目的とする。平成28年度に47校を指定し、3年間研究開発を行う。平成29年度に新たに15校を指定し、指定校全校を視察し、各校の課題、目標（値）、課題解決に向けた実践内容等について把握し、指導・助言を行うとともに、各学校において中間報告を実施し、次年度の研究発表に向けた取組の充実を図った。

＜成果＞

- 1 「アクティブライフ研究実践校」及び「スーパーアクティブスクール」指定校は、東京都統一体力テスト等の結果を分析して、課題を把握するとともに、「投げる力」や「握力」等の苦手な種目などに重点を置いた体力向上の3年間実施計画を作成し、研究内容を定めた。
- 2 「スーパーアクティブスクール」指定校では、運動が好きでない生徒や苦手な生徒、運動部活動に所属していない生徒等を対象とした体育活動の充実を図った。
- 3 児童・生徒の運動への関心、意欲を高めるため、オリンピック、パラリンピアン、大学教授、栄養士、インストラクター等の外部人材を積極的に活用し、体育的活動を充実させた。

＜課題＞

- 1 「東京都統一体力テスト」の結果等を活用し、学校の課題を的確に判断するとともに、その課題に基づきながら、より一層の体力の向上を図る。
- 2 「投げる力」、「握力」の向上といった子供たちの現状を踏まえた取組や、健康と運動の関連を図る取組等、様々なアプローチから体力の向上を図る。

- 3 家庭や地域と連携し、運動が好きでない児童・生徒や苦手な生徒、運動部活動に所属していない児童・生徒等の運動時間を確保する手立てを一層工夫する。

<今後の取組の方向性>

- 1 「アクティブスクール」の趣旨の徹底を図り、全中学校で自校の目標（値）や取組内容を定めた体力向上推進計画を作成し、それぞれの学校が体力向上の取組を推進できるようにする。
- 2 「基礎体力の向上」「投げる力の強化」に向けて、学習方法や運動内容等、体育授業や運動部活動において活用できる「体力を高める運動ガイドライン」を活用した研修会を実施し、内容の普及を図る。
- 3 平成 30 年度は、「アクティブライフ研究実践校」、「スーパーアクティブスクール」指定校において研究発表会を実施し、実践の普及を図る。また、その周知や発表内容においては、区市町村教育委員会と連携を図り、研究発表会の充実を図る。

3 「スポーツ特別強化校」の指定及び都立高等学校運動部活動全体の活性化

<施策の取組状況>

- 1 「スポーツ特別強化校」の実施
2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催に向け、全国大会や関東大会出場を目指す部活動を「スポーツ特別強化校」に指定し、都立高校の競技力向上を一層推進した。都立高校におけるスポーツ全体の隆盛を図るため、競技人口の少ない競技種目も含めて慎重に審査を行い、23 校 50 部指定した。
- 2 スーパーバイザーの導入
2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、優秀な指導者（以下「スーパーバイザー」という。）を、競技力向上を図るために都立高等学校スポーツ特別強化校 5 校 5 部に導入し、関東大会上位入賞及び全国大会出場を目指した。
- 3 都立高校の県外遠征等の実施
都立高校における競技力向上のための県外遠征等を実施し、男子バスケットボール 1 校 1 部を北海道夕張市へ派遣した。

<成果>

- 1 関東大会やインターハイに出場するなどの好成績を残した。特に指定した少林寺拳法部及び自転車競技部が、平成 29 年度全国高等学校総合体育大会で準優勝、ボクシング部及び少林寺拳法部が平成 29 年度関東大会で優勝した。
- 2 「スポーツ特別強化校」の部活動から 5 部指定し、スーパーバイザーを導入した。サッカー部において、スーパーバイザー導入前はインターハイ予選ベスト 32 であったチームが、ベスト 16 に上がる等の競技力の向上が図られた。
- 3 都立高校の県外遠征等の実施
気候や施設など恵まれた環境の下、普段は戦う機会のない北海道の強豪校や地元の高校と、競技力の向上を目指しながら対戦し、自チームの実力を認識し、実践力を養成するとともに、互いの交

流を図る貴重な機会にすることができた。

<課題>

平成29年度全国高等学校総合体育大会の都立学校の出場率は、個人種目で10.8%、団体種目で8.8%と低い。出場率を高くすることが課題である。

<今後の取組の方向性>

「スポーツ特別強化校」の取組については、紙面による実施報告のみならず、学校訪問による状況把握のための工夫を講じ、効果を検証し都立高校の競技力向上を一層推進し、都立高校におけるスポーツ全体の隆盛を図る必要がある。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	体	取組の方向	5 体を鍛え健康に生活する力を培う
主要施策	14	健康づくりの推進	

【平成29年度予算額：6,693千円 決算額：6,268千円 従事職員数3人（指導主事0人）】

◆健康教育の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

- 1 がん教育における外部講師活用体制の構築
- 2 がん教育リーフレットを新たに作成し、都内全公立学校に配布
- 3 「性教育の手引」改訂に向けた協議（作成委員会3回開催、校種別ワーキンググループ各4回実施）

＜成果＞

- 1 学識経験者やがん専門医、がん経験者、学校関係者等からなる「東京都がん教育推進協議会」を3回開催し、がん教育における外部講師活用体制の在り方について協議し、課題を整理した。
- 2 都内全公立学校に、「がん教育リーフレット（小学生用、中学生用、高校生用）」計248,500部、「がん教育リーフレット活用の手引（教師用）」計27,600部を配布し、がん教育を推進した。
- 3 「性教育の手引」改訂に向けて、作成委員会を3回、校種別ワーキンググループ各4回実施し、改訂の方針や原稿案、指導事例等について協議・検討した。

＜課題＞

- 1 がん教育における外部講師活用体制構築に当たっては、関係部署や関係機関等と連携しながら、実効性のある体制を構築する必要がある。
- 2 「がん教育リーフレット」については、効果的な活用を促すために活用状況を把握する必要がある。
- 3 「性教育の手引」改訂に当たっては、新学習指導要領の趣旨や性をめぐる今日的な課題を踏まえて内容を検討する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

- 1 平成34年度までに、全都内公立中学校・高等学校・特別支援学校で外部講師を活用したがん教育を実施するよう、指導していく。そのための体制整備を着実に進める。
- 2 「がん教育リーフレット」については、当面毎年度発行し、がん教育の実践を促していく。
- 3 平成30年度に改訂版の「性教育の手引」を都内全公立学校に配布するとともに、教員を対象とした説明会を実施し、適正な性教育の実践を促していく。

◆アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故の再発防止

＜施策の取組状況＞

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭、エピペン[®]携帯児童・生徒等の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施し、平成27年度からは管理職も対象とした。さらには、アレルギー疾患対応に係る資料等を配布し、活用の周知・徹底を図った。

- ・ アレルギー疾患対応研修実施状況（平成29年度）

対 象	回 数	参加人数
学校教職員	8回	3,547人
学校栄養職員	2回	406人

※学校教職員対象の研修のうち2回は管理職対象研修

＜成果＞

- ・ アレルギー疾患の基礎知識やエピペン[®]の使用法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止や緊急時に、適切に対応できるようになっている。
- ・ 「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

＜課題＞

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒等の増加や、食物アレルギーの新規発症の可能性に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

アレルギー疾患対応研修を継続していくとともに、様々な事例を集めたヒヤリハット・ヒント事例集を活用して事故の未然防止を推進する。

学校における食物アレルギー対応の体制整備や校内研修の実施を推進する。

◆食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

＜施策の取組状況＞

栄養教諭及び学校栄養職員に対し、各種研修会の実施等を通じて、学校給食等を活用した食育の取組を支援している。

また、学校給食を「生きた教材」として活用し、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、教科等間で連携した食に関する指導を推進するため、栄養教諭の配置を拡大している。

- 学校栄養職員等研修実施状況（平成 29 年度）

研修名	参加人数
学校栄養職員新規採用者研修	58 人
学校栄養職経験者前期（5 年次）研修	105 人
学校栄養職経験者後期（10 年次）研修	26 人
食に関する指導研修会	233 人
学校給食安全・衛生管理研修会	768 人
学校栄養職員等研修会	393 人

- 栄養教諭配置実績（平成 20 年度から配置）

年度	25	26	27	28	29
配置人数	49 人	54 人	57 人	64 人	64 人

<成果>

地場産物を取り入れた学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などにより、食べ物や生産者に対する感謝の心が育ち、食を中心とした生活習慣の改善が見られるなど、児童・生徒の食に関する意識が高まっている。

<課題>

食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

地場産物の活用や郷土料理を献立に取り入れるなどの工夫により、学校給食の教育的効果を引き出した指導を行えるよう、引き続き支援していく。また、更に食育の推進を図るため、栄養教諭の複数配置を進めていく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	オリンピック・パラリンピック教育	取組の方向	6 オリンピック・パラリンピック教育の推進
主要施策	15	オリンピック・パラリンピック教育の推進	

【平成 29 年度予算額：1,219,103 千円 決算額：877,807 千円 従事職員数 7 人（指導主事 3 人）】

◆「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

都教育委員会が制定した「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての学校において、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安として組織的・計画的に展開した。

また、重点的に育成すべき五つの資質「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の育成に取り組んだ。

＜成果＞

- 1 児童・生徒の発達段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」を開設、平成 30 年 3 月現在、全都立学校 253 校に加え、小学校 189 校、義務教育学校 6 校、中学校 71 校が学校登録した。
- 2 アスリート等の派遣事業「夢・未来プロジェクト」を公立学校 300 校で実施した。
- 3 「東京都公立学校ボッチャ交流大会」を実施し、都内国公立特別支援学校・都内公立小・中・高等学校、25 校 35 チームが参加した。また、「パラスポーツ応援校」として 10 校を指定し、パラスポーツを通じた障害者理解の促進を図った。
- 4 「世界ともだちプロジェクト」では、大使館等と学校との直接交流が可能となるよう調整を図り、47 か国の大使館等から協力を得た。

＜課題＞

東京 2020 大会に向け、共生社会の一員となることが期待される子供たちにとって重要な資質である「ボランティアマインド」の育成と「障害者理解」の取組を更に促進させるとともに、「豊かな国際感覚」の醸成を推進する必要がある。また、こうした取組を大会後もレガシーとして継続していく。

＜今後の取組の方向性＞

「東京ユースボランティア・バンク」の拡大や「東京都公立学校パラスポーツ交流大会」の拡大実施など、引き続き、「ボランティアマインド」、「障害者理解」の二つの資質の育成を重視するとともに、児童・生徒の豊かな国際感覚の醸成に向けて、大使館や地域の留学生、在京外国人、インターナショナルスクール等との具体的な交流を推進し、東京 2020 大会までに全ての公立学校での国際交流活動の実現を目指す。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
主要施策	16	優秀な教員志望者の養成と確保	

【平成29年度予算額：68,848千円 決算額：64,764千円 従事職員数9人（指導主事3人）】

◆養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成（指導部）

1 「東京教師養成塾」の充実

＜施策の取組状況＞

東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物、実践的な指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる教員を養成するため、東京都の公立学校の教員を希望する選抜された学生に対して、「特別教育実習」、「教科等指導力養成講座」及び「体験活動」の三つの講座を実施した。

1 対象

小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む。）で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、推薦基準に基づき学長が推薦した大学4年生及び大学院2年生150人以内（小学校コース：130人以内、特別支援学校コース：20人以内）

2 講座

(1) 特別教育実習 年間40日以上の実習と40時間以上の授業を実施

「教師養成指定校」において、年間を通し、原則として週1回の実習及び5日間（年3回）の連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を育成する。

(2) 教科等指導力養成講座 年間20回

「教科等に関する講座」「学級経営に関する講座」「教育課題に関する講座」などの講義を通して、教科等の専門性や指導技術及び学級経営における実践的な指導力を身に付けるとともに、今日的な教育課題について理解を深める。

(3) 体験活動（就業体験）3日間 17企業・事務所で実施

夏季休業期間中を利用し、受け入れ先の企業等での就業体験を通して、社会人としての責任ある態度を身に付ける。

＜成果＞

塾生は、年間を通して実施する特別教育実習において、数多くの授業実践や行事等を経験し、実践的な指導力を身に付け、都の教員として採用されている。

1 塾生の特別教育実習の状況（塾生の平均）

実習日数	48.5日	学校行事への参加	8.8回
授業実践時数	44.5時間	管理職等の講話	9.6回

2 塾生の採用状況

年度	25(26採用)	26(27採用)	27(28採用)	28(29採用)	29(30採用)
応募者数(名)	182	167	197	203	183
入塾者(名)	149	150	149	150	131
都採用者(名)	142	142	144	147	128

<課題>

- 1 実践的な指導力を有する教員として育成していくため、これからの時代に求められる教育に対応した講座内容を構築すること。
- 2 「特別教育実習」を実施する「教師養成指定校」を確保すること。
- 3 東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターとの連携を強化して、塾生の指導・育成体制の充実を図ること。
- 4 教員としての資質・能力を有する学生を確保し育成していくこと。

<今後の取組の方向性>

- 1 学習指導要領の改訂や東京都教育施策大綱、東京都の教育課題等に対応したこれからの時代に求められる講座内容に改善するとともに、小学校、特別支援学校、それぞれの教員に求められる実践的な指導力を身に付けることのできる講座を構築する。
- 2 「教師養成指定校」確保のため実習内容や配置人数等を見直し、周知を図る。
- 3 東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターの役割を明確化するとともに、現在46大学ある連携大学との連携の在り方を協定を締結することで見直し、連携の強化を図る。
- 4 連携大学等へ事業の趣旨や期待する塾生像等について具体的に周知を図るとともに、選抜方法の改善及び募集定数の見直しを行い、優秀な学生を確保する。

2 教職大学院との連携の充実

<施策の取組状況>

東京都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学）と連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を指定し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。そこで、東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察と大学及び連携協力校関係者、学生等からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を行った。

【実績等】

- ・ 平成30年度に採用した学部新卒学生 27名
- ・ 平成29年度の院生のために大学に提供した連携協力校 140校
- ・ 平成29年度評価を実施するために訪問した学校数
大学：5大学 連携協力校：38校
- ・ 平成29年度東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会3回開催

＜成果＞

教職大学院での学修や連携協力校での教育実習を通して、学部新卒学生は、教員としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けている。

○平成27,28,29年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査

教職大学院での学修を「生かしている」、「ある程度生かしている」と回答した所属長の割合 (n=137)

領域①	領域②	領域③	領域④	領域⑤
教育課程の 編成	各教科の 指導方法	生徒指導・ 教育相談	学級経営・ 学校経営	学校教育・ 教員の在り方
76.0%	86.1%	73.0%	75.2%	76.0%

【平成29年11月～12月調査】

＜課題＞

学部新卒学生（1年次）の連携協力校の実習における調査や教職大学院修了者への追跡調査を連携協議会等において協議し、教職大学院と連携した学部新卒学生の指導の充実を図る必要がある。

特に、中学校及び高等学校の教員を志望している学部新卒学生は、教科の専門性についての学修の確保を一層強化することが必要である。

＜今後の取組の方向性＞

学部新卒学生1年次における連携協力校での実習の状況を調査するとともに、採用された教職大学院修了者について、教職大学院で学んだことを現任校でどのように生かしているかを、教職大学院修了者の所属長を対象とした調査を実施する。

特に、学部新卒学生については、各教科等の実践的な指導力を身に付けるため、平成29年度に改訂した「共通に設定する領域・到達目標」を、各教職大学院のカリキュラムにどのように位置付けるか等を連携協議会で協議する。

教職大学院、連携協力校、教育委員会との連携を更に強化し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成する。

3 「採用前実践的指導力養成講座」の充実

＜施策の取組状況＞

東京都公立学校教員採用候補者名簿登載者が、採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、採用前の段階で、学級経営や特別支援教育、保護者との信頼関係構築や各教科の指導等に関する

る講座を実施し、実践的な指導力を身に付けさせている。

1 対象

教員採用候補者名簿登載者

2 講座

(1) 学級経営等に関する講座

ア 実践的に学ぶ学級経営・学級指導

採用後の学級経営が円滑にできるように、講義や学校体験を通して児童・生徒理解や学級集団への指導の仕方を学ぶ。

イ 実践的に学ぶ特別支援教育・外部折衝

特別支援教育の意義や発達障害等、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導や保護者との信頼関係・協力体制を築くための方法等を学ぶ。

(2) 教科等に関する講座

ア 道徳の実践的指導力向上

イ 外国語活動の実践的指導力向上

ウ 楽しく演出する理科実験講座 等

<成果>

受講者は講座内容について「課題解決に役立つ」、「講義が分かりやすい」と肯定的な評価をしており、職務の基礎的事項を理解している。

「学級経営等に関する講座」の受講者評価（n=999）

項目	当てはまる	やや当てはまる	肯定的解答
自己の課題解決に役立つ内容	69.6%	26.5%	96.1%
講義は分かりやすい内容	74.2%	21.2%	95.4%

<課題>

- 1 学習指導要領の改訂や東京都の教育課題、入職後のキャリアの見通しをもつことができる講座内容に充実・改善すること。
- 2 受講者の負担を考慮した講座とすること。

<今後の取組の方向性>

- 1 新学習指導要領の趣旨や東京都の教育課題、採用後の東京都の研修等のキャリアプランに関する内容に対応した講座内容の構築を図る。
- 2 本講座に関しては、受講実績に基づいて、回数等の見直しを図る。学校体験は、近年の学校に関して不安がある者を対象者として実施する。

◆優秀な教員志望者の確保（人事部）

＜施策の取組状況＞

(1) 地方会場における第一次選考の実施

東京会場（3か所）に加え、仙台会場、神戸会場及び福岡会場において、第一次選考を実施した。

(2) PRの充実・拡大

ア 採用候補者選考説明会の実施

地方出身者の受験者数増加を図るため、都内での説明会に加え、地方における説明会等を実施した。

- ・都内会場：参加者数 2,910人
- ・地方会場（6か所）：参加者数 428人
- ・大学説明会（96大学）：参加者数 4,286人

イ 個別相談会

東京都の教員を目指している学生等が抱えている教育現場への不安や疑問に、現役教員が直接答える個別相談会を実施した。

- ・2回（都庁大会議場）：参加者数 620人

ウ 学校見学会

東京都の教員を目指している学生等を対象に「東京都の教育」や「東京の子供たち」に対する理解をより深めてもらうため、都内の公立学校における授業見学及び教職員研修センターにおける研修体験などを実施した。

- ・6回8コース：参加者数 385人

(3) 教員採用候補者への支援

教員採用候補者が採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう合格者専用ホームページを開設し、サービスや情報セキュリティ、教育職員免許状等に係る知識をeラーニングにより習得できる環境を整備した。

(4) 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成32年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置した。

- ・応募者数 35人、受験者数 32人、合格者数 8人

(5) 理科教育を推進する教員の採用

小学校における理科教育の充実を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（理科コース）を設置した。

- ・応募者数 46人、受験者数 42人、合格者数 14人

(6) 国際貢献活動経験者の採用

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考を実施した。

- ・応募者数 36人、受験者数 5人、合格者数 4人

<成果>

平成29年度教員採用候補者選考（30年度採用）の実施状況

応募者数 15,213人、受験者数 13,335人、合格者数 3,027人

倍率 4.4倍（平成28年度実施 4.7倍）

<課題>

教員の大量退職が続く中、一定の応募者数を確保するとともに、競争性を担保しつつ、その中から教員としての資質能力を有する者を確実に採用する必要がある。

<今後の取組の方向性>

戦略的な教員採用説明会を実施する等、あらゆる手段を講じて受験者数の確保に努める。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
主要施策	17	現職教員の資質・能力の向上	

【平成29年度予算額：772,981千円 決算額：596,374千円 従事職員数27.8人（指導主事20人）】

◆教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実（指導部）

1 東京都若手教員育成研修

＜施策の取組状況＞

1 東京都若手教員育成研修の体系

研修名	概要	研修項目と実施回数	
		校内における研修	校外における研修
1年次（初任者）研修	東京都教員人材育成基本方針に示された「教員に求められる基本的な四つの力」について基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。	・学習指導力 120時間以上 ・学習指導力以外 60時間以上	・研修センターにおける研修 10回 ・課題別研修 6回以上 ・宿泊研修 2泊3日
期限付任用教員 任用時研修		・学習指導力 120時間以上	・研修センターにおける研修 10回
新規採用者 研修 養護教諭		105時間以上	・研修センターにおける研修 10回 ・夏季集中 2日
栄養教諭		105時間以上	・研修センターにおける研修 10回
実習助手		35時間以上	・研修センターにおける研修 6回
幼稚園	10日以上	・研修センターにおける研修 10回	
2年次研修	「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」を中心とした実践的な指導力の促進を図る。	・学習指導力 15時間以上 ・学習指導力以外 15時間以上	・研修センターにおける研修 3回
3年次研修	「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」等の課題解決・対応力の拡充を図る。	・学習指導力 10時間以上 ・学習指導力以外 20時間以上	・研修センターにおける研修 2回

2 受講者数の推移

年度	1年次				2年次			3年次		
	小・中	高・特	新規採用者	合計	小・中	高・特	合計	小・中	高・特	合計
28	2,491	520	185	3,196	2,226	638	2,864	1,728	479	2,207
29	2,300	476	175	2,951	2,182	527	2,709	2,154	603	2,757

*期限付任用教員任用時研修受講者を除く。

*受講者数には、前年度以前の未修了者で未履修分の研修のみ受講する者も含む。

<成果>

1 具体的な成果

- (1) 「児童・生徒の不登校・中退、自殺防止」「情報モラル」「発達障害」「主権者教育」を研修項目として取り上げ、喫緊の教育課題を若手教員に周知・徹底することができた。
- (2) 「体罰防止」に関わる研修については、都立学校の1年次（初任者）研修では「アンガーマネジメント」を、1年次研修では「コーチング」を取り上げ、充実させることができた。

2 効果測定結果（都立学校に所属する教員を対象に実施）

(1) 1年次（初任者）研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合	研修満足度	97.6%	研修理解度	97.7%
校長評価に基づく肯定的評価の割合	研修成果あり	81.5%		

(2) 2年次研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合	研修満足度	96.4%	研修理解度	95.5%
校長評価に基づく肯定的評価の割合	研修成果あり	82.7%		

(3) 3年次研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合	研修満足度	97.2%	研修理解度	97.1%
校長評価に基づく肯定的評価の割合	研修成果あり	89.9%		

<課題>

- 1 演習・協議を効果的に取り入れ、研修時間短縮に伴う研修内容の質の確保を図る。
- 2 若手教員層に服務事故が多い状況を踏まえ、服務事故の防止や根絶につながる研修を引き続き充実させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 講義の時間を必要最小限にとどめるとともに、協議・演習の場面を効果的に設けることで受講者が主体的に課題意識をもって研修に取り組めるようにする。
- 2 若手教員層の服務事故の防止や根絶を目指し、年度当初の研修において、若手教員層に多い服務事故事例等を取り上げるなど、研修内容の工夫・改善を図る。

2 産休・育休中の教員等に対する動画配信による自己啓発支援**<施策の取組状況>**

産休・育休中の教員、休職中の教員及び島しょ地区の学校に勤務する教員の自己啓発を支援するために動画を配信した。

【配信中の研修動画一覧】

- 1 平成29年度に研修センターが作成した動画（6タイトル）

○ 東京都の教育施策（都の施策の理解）	○ 教職員の服務（服務事故防止の徹底）
○ 教育法規（教育関係法規の理解）	○ 学校の危機管理Ⅰ（リスク・マネジメント）
○ 学校の危機管理Ⅱ（クライシス・マネジメント）	

- 特別支援教育の推進（特別支援教育の推進）
 - 2 平成 28 年度に研修センターが作成した動画（10 タイトル）
 - 理科Ⅱ「科学への関心を高める指導工夫」
 - 生徒理解「新たなタイプの都立学校における生徒理解の推進」
 - 健康教育「生きる力の基盤となる運動・生活習慣の確立」
 - 体育Ⅱ「運動の仕方を工夫できるようにする授業改善」
 - 算数Ⅰ「数学的な考え方を育てる算数の授業づくり」
 - 生活指導Ⅱ「生活指導に求められる学校の組織的対応」
 - 喫緊の教育課題に関する研修
 - 情報・ICT 活用研修Ⅱ「情報社会に積極的に参画する態度を育てるための研修」
 - 生き物飼育Ⅱ「継続した取組で子供の心を動かす学校動物」
 - 学校教育相談
 - 3 平成 27 年度に研修センターが作成した動画（10 タイトル）
 - 道徳教育推進教師養成講座
 - 産休育休代替教員に対する研修A・B
 - 高等学校特別支援教育コーディネータ研修
 - 外国語活動Ⅰ・Ⅱ
 - アレルギー疾患対応研修
 - 近々の課題に関する研修
 - 習熟度別指導ガイドラインに関する研修A・B・C
- ※ A・B・Cはそれぞれ1タイトル

<成果>

1 配信動画数

27 年度	28 年度	29 年度
10	10	6

2 動画閲覧数

27 年度	28 年度	29 年度
915	915	173

※ 平成 29 年度から試行開始した配信動画を含む。

<課題>

動画配信ツールの統合を図り、発展的充実を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

動画配信ツールの統合を検討するとともに、対象職員のニーズに沿った動画を制作する。

3 eラーニング・効果測定プログラム（履歴表示機能）

<施策の取組状況>

都内公立学校の全教員(区市固有教員を除く)約 64,000 人が、eラーニング・効果測定プログラムの中の研修履歴表示機能により、受講者自身のタブレット・スマホ・PC を利用し、自己の研修履歴の確

認や自己の研修計画の設計を行い、生涯にわたって学び続けることを可能とした。

<成果>

タブレット・スマホ・PC を利用し、受講者自身で、自己の研修履歴を確認するとともに、教員生活における自己のキャリアプランを策定することができるようになり、キャリアアップを志す教員の発掘・支援につなげることができた。また、研修の申込機能や情報提供機能により、研修の申込み、日時や持ち物の確認、受講状況の確認が行うことができるようにした。さらに、動画視聴機能により、業務用端末に加え、スマートフォンや自宅のパソコンからも研修動画にアクセスできるようにした。

<課題>

- 1 履歴表示機能による研修履歴の確認を基本に、情報提供機能を活用した教員生活におけるキャリアアッププランの策定、そのプランに基づく研修申込機能の活用、eラーニング機能や動画視聴機能を活用した自己啓発、効果測定機能を活用した受講者による研修内容のアンケートなど、教員の資質・能力の向上を図るためのツールとして、総合的、発展的な活用が必要である。
- 2 教員による履歴表示機能の活用促進や管理職による計画的な人材育成のため、研修履歴の登載の明確な基準が必要である。

<今後の取組の方向性>

- 1 履歴表示機能をベースに、研修申込機能、情報提供機能、動画視聴機能、eラーニング機能及び効果測定機能を総合的に活用できるようにする。
- 2 研修履歴の登載基準を明確にし、教員等に周知する。

◆新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上（指導部）

<施策の取組状況>

グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成32年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、140名を定員として、外国語（英語）科教員及び「英語教育推進リーダー」として指定した小学校教員を約3か月間英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施した。都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに514名の教員を派遣している。

【平成29年度実績】

- 第1期（49名）：【6/17～8/27】アメリカ（カリフォルニア大学）、
【6/17～8/25】カナダ（ブリティッシュ・コロンビア大学）
- 第2期（26名）：【7/22～9/30】オーストラリア（クイーンズランド大学）、
【7/21～9/30】ニュージーランド（クライストチャーチ・カレッジ・オブ・イングリッシュ）

英語教育推進リーダー（40名）：【7/1～8/27】アメリカ(カリフォルニア大学)、
【7/1～8/27】オーストラリア(ニューサウスウェールズ大学)

<成果>

派遣教員は、最新の英語教授法を学び、指導力を高めるとともに、異文化理解を進め、生徒の英語力の向上と国際理解の推進に尽力するとともに、研修の成果を自校のみならず、自地区の他の教員に広め、英語の指導力の向上を図ることができた。具体の姿としては以下が挙げられる。

- ・最新の英語教授法の習得により、論理と実践が一体となり、自信に満ちた指導に変化
- ・これからの指導に欠かせない ICT を活用した指導の実践力が向上
- ・児童・生徒の興味、関心や主体性を意識し、双方向でコミュニケーション場面が増大
- ・学校内外、地域への指導助言を行うリーダーとして、各校種の他の教員を牽引
- ・教員の指導の変化により、児童・生徒の英語への意欲、積極性が向上
- ・所属管理職が作成した派遣者評価表における、「英語の授業力向上が見られた」等の肯定意見 100%

<課題>

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

<今後の取組の方向性>

本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修時期の精査、研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。また、覚書を最大限活用し、現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

◆指導教諭の活用（人事部）

<施策の取組状況>

1 指導教諭の職の設置

下記(1)から(6)までの職務を通じて他の教員に教科等の指導技術を普及させる職として、平成 25 年度から都立高等学校及び都立特別支援学校に指導教諭の職を設置し、主幹教諭と同じ指導職層に位置付けた。平成 26 年度からは区市町村立学校においても職の設置を行った。

【指導教諭の職務内容】

- (1) 校内 OJT（自校において、校内 OJT を実施する。）
- (2) 模範授業（模範授業及び研究協議会を実施する。）
- (3) 公開授業（他の教員に対し授業を見学させる機会を設ける。）
- (4) 個別相談（自校において、他の教員へ学習指導に関する指導・助言を行う。）

- (5) 授業支援（各学校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行う。）
- (6) 教科指導資料等開発（優れた教科指導のための教材開発等を行う。）

2 配置計画数・任用数・模範授業の実施状況

【配置計画数・任用数】

校種	配置計画数	平成29年度の任用数
都立高等学校	約80名	71名
都立特別支援学校	約40名	31名
小学校	約210名	137名
中学校	約130名	72名

※ 上記の配置計画数を都立学校は平成25年度から、小中学校は平成26年度からそれぞれ5年間程度で順次配置する。

【模範授業の実施状況】

校種	平成29年度の実施回数
都立高等学校	183回
都立特別支援学校	76回
小学校	386回
中学校	208回

※ 指導教諭が配置されていない学校では、教科代表者が、他校の指導教諭が実施する模範授業等に参加し、教科代表者の所属校において模範授業等で学んだ指導技術を校内OJT等で他の教員に広めている。

<成果>

指導教諭の任用数は、平成28年度に比べ、52名増、指導教諭の任用教科は、平成28年度に比べ3教科増となった。

模範授業の実施回数は、平成28年度に比べ、202回増となった。

<課題>

計画的に指導教諭の任用を行うとともに、一層の活用を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターとの連携を図り、都内公立学校における指導教諭の計画的な任用を行っていく。
- 2 都教育委員会は、各都立学校、小中学校の指導教諭の活用状況を把握するとともに、指導教諭を活用した授業力向上に向けた取組を進めていく。

◆「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

＜施策の取組状況＞

- ・ 平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。
- ・ 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。
- ・ 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教員や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教員を顕彰する。

1 教員の意識改革を図る新たな研修の展開

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を行った。教育管理職研修については、主任指導主事から、10年経験者及び20年目研修については、主任管理主事及びアンガーマネジメントシニアファシリテーターから、体罰根絶について指導を行った。

- ・ 若手教員育成研修
 - 1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修
 - 2年次研修
 - 3年次研修
 - 新規採用養護教諭研修・新規幼稚園教諭研修等
- ・ 10年経験者研修等
- ・ 東京教師道場
- ・ 教育管理職研修
- ・ 教育管理職候補者研修
- ・ その他の職層研修（主任教諭等）
- ・ 産休・育休代替教員を対象とした研修

2 運動部活動顧問教諭に対する講習の強化

全公立中学校・高等学校において、東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全顧問教員を対象に、種目別にスポーツの指導の在り方などの指導者講習を整備して実施し、部活動におけるスポーツ指導中の体罰事故を減少させた。

3 特別研修プログラムの開発・実施

感情を抑えられない教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する力を高める特別研修プログラムを実施した。また、体罰を指導の手段と考える教員に対しては、暴力への依存性が強く、

本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、精神科等の医療的対応による矯正プログラムを実施した。

4 「Good Coach 賞」の創設

平成 29 年度から、文化部の顧問教員も受賞対象とし、生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問教員を「Good Coach 賞」として広く顕彰することにより、優れた指導方法を普及した。

被表彰者は、当該校長の推薦又は承認を受け、所管する区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦された表彰候補者の中から、「Good Coach 賞」表彰審査会の審査を経て決定した。

(人)

	中学校	高等学校	特別支援学校
平成 29 年度	38	15	1

5 「外部指導員バッジ・資格証」の配布

都立学校の校長が認めた外部指導員に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、資格証及びバッジを配布した。

6 都内公立学校における体罰の実態把握

平成 28 年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、平成 29 年 6 月 8 日に、「平成 28 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

また、都内公立学校における平成 29 年度に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、平成 29 年 11 月 17 日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「平成 29 年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について（依頼）」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知した。

7 服務事故防止月間における体罰事故に係る研修等の改善・充実

服務事故防止月間（7・8月、12月）のうち、7・8月を体罰防止月間として位置付け、パワーポイントと実際の体罰事故事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校で実施するとともに、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえて服務事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んでいる。

8 体罰根絶に向けた取組の推進

(1) 体罰根絶の考え方の周知徹底

校長は学校経営計画に体罰根絶に対する考え方を示すとともに、年度初めに全教職員に対し、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針、体罰関連行為のガイドラインについて周知した。

(2) 学校運営連絡協議会を活用した体罰根絶への取組

保護者や地域の関係者に対し、学校をより一層公開して、体罰根絶に向けた学校の考え方の広報と指導内容・方法の開示に努めるとともに、学校運営連絡協議会における学校評価アンケート等を活用し学校外からの評価を受けることを徹底した。

(3) 外部指導員との委嘱関係の明確化

外部指導員については、本人から承諾書を徴し委嘱状を交付するといった委嘱行為を文書で明確に行うとともに、承諾書に体罰等の違法な行為があった場合には、委嘱を解除することについて明記することを徹底した。

<成果>

- 1 平成29年6月に公表した平成28年度の実態調査では、体罰を行った者は前年比で28名減少し、34名となり、体罰実態調査を開始した平成24年度との比較では約5分の1に減少した。
- 2 「外部指導員バッジ・資格証」の配布を通して、顧問教諭のみならず、外部指導員やOB（卒業生）等の部活動に関わる全ての人々が体罰や暴言、行き過ぎた指導等は絶対にあってはならないという共通認識を図ることができた。
- 3 平成29年度から、1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修時に「体罰根絶に向けた総合的な対策」の冊子を配布することとした。また、区市町村教育委員会の1年次教員にも配布した。

<課題>

- 1 「体罰根絶に向けた総合的な対策」を基に、学校において体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。
- 2 体罰根絶に対する考え方の学校経営計画への明記を徹底する。
- 3 外部指導員等の体罰に関する服務事故が増加している。「部活動指導員」の導入に向け、正規教員以外の人材を対象とした体罰根絶に向けた取組等が必要である。

<今後の取組の方向性>

- 1 体罰が行われる要因を分析・周知し、各学校がより積極的に体罰の未然防止に取り組めるようにする。
- 2 学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る。
- 3 職層研修や必修研修等で、引き続き体罰防止に関連する研修を実施するとともに、時間講師については、体罰防止を含めた自己啓発リーフレットを配布する等、体罰根絶に向けた取組を行っていく。

◆教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進（福利厚生部）

1 教職員のメンタルヘルス対策

＜施策の取組状況＞

- 1 精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組
ストレスチェック等の実施、土日相談窓口の設置など相談体制の充実
- 2 「リワークプラザ東京」（職場復帰訓練支援機関）の運営
精神疾患により休職した教員が円滑に職場復帰を行うため、常駐の臨床心理士や復職アドバイザー等を「リワークプラザ東京」に配置して、面接や電話相談を行い、復職に向けたプログラムを作成し、復職を支援するとともに、再休職の予防を図っている。また、管理職等へのきめ細かな助言・指導を行っている。
- 3 啓発活動
新規採用職員向け啓発冊子の配布
全教職員向け啓発資料の配布
- 4 「副校長ベーシックプログラム」の実施
 - ・ ストレスチェックの実施 16,700 人に実施（実施率 78.8%）
 - ・ ストレス検査の実施 10,217 人に実施（実施率 62.7%）
 - ・ 精神保健相談 電話 1,246 件 面接 305 回
 - ・ 早期相談体制の充実 土曜相談 461 件 日曜相談 677 件
 - ・ 訪問相談 1,520 回
 - ・ 心理士派遣（セミナー） 91 回
 - ・ 心理士派遣（個別相談） 393 回
 - ・ 産業医研修 3 回
 - ・ 職場復帰訓練開始承認 95 件
 - ・ 副校長ベーシックプログラム 8 回 237 名

＜成果＞

心理士派遣等事業の利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる」「自身を見つめ直す良い機会であった」などの意見があった。また、「リワークプラザ東京」の利用者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復職することができた」などの意見が、副校長ベーシックプログラムの参加者からは、「新任副校長同士のつながりができたことにより、今後、同じ悩みや課題を相談でき、心理的な面で支えになる」「カウンセリング、リラクゼーションが有効であった」などの意見があった。

＜課題＞

- 1 ストレスチェックの受検率を向上させる。
- 2 メンタルヘルス事業の更なる周知・啓発を図る。
- 3 副校長ベーシックプログラムについて、研修内容等を引き続き検討していく。

2 教職員の健康管理

<施策の取組状況>

1 定期健康診断

一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診並びに特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施。特別健診として、女性健診、V D T健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施

- 健康診断受診状況

呼吸器系健診 対象人数 20,495 人 受診者数 16,016 人 受診率 78.1%

生活習慣病健診 対象人数 20,495 人 受診者数 16,406 人 受診率 80.0%

2 都立学校労働安全衛生管理体制

安全衛生組織の設置、衛生管理者資格取得支援、保護具の措置

- 衛生管理者資格取得支援 受講者 14 人 免許取得者 12 人

<成果>

- 健診受診率

呼吸器系健診 平成 28 年度 92.2% 平成 29 年度 90.7%

(うち人間ドック受診・書面提出者 平成 28 年度 12.3% 平成 29 年度 12.6%)

生活習慣病健診 平成 28 年度 92.6% 平成 29 年度 91.3%

(うち人間ドック受診・書面提出者 平成 28 年度 10.7% 平成 29 年度 11.3%)

<課題・今後の取組の方向性>

- 健康診断の受診率を向上させる。
- 安全衛生管理体制の更なる充実を図る。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
主要施策	18	優秀な管理職等の確保と育成	

【平成 29 年度予算額：41,115 千円 決算額：32,337 千円 従事職員数 5 人（指導主事 0 人）】

◆学校のリーダーを育成する支援の充実（人事部）

＜施策の取組状況＞

1 学校マネジメント強化モデル事業

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、小中学校 12 校において新たに「学校マネジメント強化モデル事業」を実施。学校の状況に応じ「学校経営補佐」又は「副校長補佐」を配置した。

2 学校リーダー育成プログラム

(1) 学校マネジメント講座の実施

区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した主任教諭経験 2 年以上の者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

40 区市町村教育委員会で 319 名、3 学校経営支援センターで 71 名受講した。

講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「サービス管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

(2) 学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、宿泊講座を含む全 3 回を実施した。

＜第 1 回＞平成 29 年 7 月 11 日実施

・内容：学校マネジメント能力に関する講座、学校リーダーに向けた自己分析、グループワーク

＜第 2 回＞平成 29 年 7 月 27 日、28 日実施（宿泊講座）

・内容：コミュニケーション能力を高める講座、リーダーシップを身に付ける講座、マネージャーとしての資質を磨く講座、危機管理に関する講座、人材育成に関する講座、グループワーク

＜第 3 回＞平成 29 年 10 月 13 日実施

・内容：企業視察（5 企業）、受講者と同年代のミドルリーダーからマネジメントやリーダーシップについての講話、マネジメントをテーマにした特別講師による講演

＜成果＞

学校マネジメント強化モデル事業では、実施校ごとの不均衡が見られるものの、副校長の勤務時間

について一定の短縮効果が認められた。

学校リーダー育成特別講座では、学校マネジメント講座受講者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった教員のうち、人事部職員課で受講が適切であると判断された140名（小学校78名、中学校20名、義務教育学校1名、高等学校18名、特別支援学校23名）が受講した。

受講者のアンケート結果では、受講者の98%が学校教育に対する視野が広まったと回答し、92%が教育管理職になることに対する意識が高まったと回答した。

<課題>

学校マネジメント強化モデル事業では、モデル校数が少ないことから結果について学校ごとの不均衡があり、成果検証が不十分である。

また、学校マネジメント講座受講者数及び講座内容について、区市町村教育委員会ごとに差が見られた。

<今後の取組の方向性>

- 1 学校マネジメント強化モデル事業では、モデル実施の規模を120校に拡大し、成果の検証を行う。
- 2 指導室課長会等を通じて、区市町村教育委員会に学校マネジメント講座の意義を周知し、各教育委員会の取組を促進する。
- 3 本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまで、校長や区市町村教育委員会、学校経営支援センターと連携し、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図っていく。
- 4 学校リーダー育成特別講座の内容の一層の充実を図り、質の高い講座を実施していく。

◆教育管理職制度等の改善（人事部）

<施策の取組状況>

育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを実施している。

また、「教育管理職受験の促進を目的としたロールモデル集」を平成28年度から年度3回、平成29年度末までに合わせて6回発行し、管理職の職務内容や仕事と家庭の両立に関する情報提供を行うことで、女性が教育管理職選考受験の意欲を持つことができるようにした。

さらに、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、平成29年度から教育管理職B選考の受験資格を、従来の主幹教諭・指導教諭だけではなく46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大した。

<成果>

本施策取組前の管理職選考受験者のうち、女性が占める割合は、27.2%であったが、平成29年度管理職選考における同割合は、29.7%となった。

<課題>

教育管理職B選考の受験資格拡大を行ったが、平成29年度の選考では、該当者からの選考受験者数

が当初の想定に達しなかった。

<今後の取組の方向性>

教育管理職B選考の受験資格拡大について、該当する主任教諭への制度周知を徹底する。

その他の取組についても継続し、教育管理職選考受験を促進していく。

育児休業を取得している教員について、教育管理職選考の受験が可能となるよう制度改正を行う。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
主要施策	19	都立高校改革の推進	

【平成 29 年度予算額：6,184 千円 決算額：5,587 千円 従事職員数 8.8 人（指導主事 4 人）】

◆都立高校改革推進計画に基づく取組（都立学校教育部）

＜施策の取組状況＞

都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画・新実施計画（平成 28 年度～平成 30 年度）に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、その進捗状況や課題を把握し、進行管理を行った。

＜成果＞

各取組の進捗状況を調査し、各取組が概ね当初の予定どおりに進行していることを確認するとともに、今年度行う次期実施計画（計画期間 平成 31 年度から平成 33 年度まで）の策定に向けて、今後取り組むべき課題を把握した。

＜課題・今後の取組の方向性＞

新実施計画に基づく取組を着実に推進していくとともに、今年度中に次期実施計画を策定し、都立高校改革を着実に推進する。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
主要施策	20	特別支援教育の推進	

【平成29年度予算額:17,767,031千円 決算額:16,294,742千円 従事職員数8.2人(指導主事1人)】

◆東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組（都立学校教育部・指導部）

1 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

＜施策の取組状況＞

知的障害教育部門の児童・生徒数増加に対応するため、東京都特別支援教育推進計画に基づく学校の新設、増改築等の施設整備や学部の改編等による特別支援学校の規模と配置の適正化を進めるとともに、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画において、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ることとした。

＜成果＞

- ・ 都立水元小合学園肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）の開設（平成29年4月1日）及び新校舎の供用開始（平成29年4月1日）
- ・ 都立光明学園（肢体不自由教育部門 小学部・中学部・高等部、病弱教育部門 小学部・中学部・高等部）の開校（平成29年4月1日）

＜課題＞

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれている。

これまでも、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実を努めてきたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されている。

＜今後の取組の方向性＞

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていく。

2 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

＜施策の取組状況＞

特別支援学校では、学校教育法第78条に規定された寄宿舎設置義務の代替手段として、児童・生徒の登下校に必要なスクールバスを運行している。

平成30年4月1日時点の配車状況は、51校・422コースである。

肢体不自由のある児童・生徒の身体的負担を軽減し、通学環境を改善するため、乗車時間の短縮を目標としている。

<成果>

スクールバスの平均乗車時間は、平成 27 年度には 60 分にまで短縮され、東京都特別支援教育推進計画で設定した目標を達成した。更なる乗車時間の短縮を図るため、バスの小型化等に取り組んでおり、通学コースは、平成 27 年 4 月の 344 コースから平成 30 年 4 月には 422 コースとなっている。

<課題>

個別の通学コースをみると、乗車時間が 60 分を超えるコースがある。

<今後の取組の方向性>

乗車時間が 60 分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。

3 医療的ケアの充実

<施策の取組状況>

- ・平成 29 年度において医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が在籍している肢体不自由以外の特別支援学校 4 校において、非常勤看護師の配置や指導医の委嘱を行うなど、肢体不自由特別支援学校と同程度の医療的ケアを実施するために必要な環境を整備した。
- ・4 校の実践を踏まえて、平成 30 年度以降、特別支援学校が新たに医療的ケアを実施するための留意点をまとめた「都立特別支援学校における医療的ケア実施の手引」を作成した。

<成果>

- ・立川ろう学校（聴覚障害）、久我山青光学園（視覚障害、知的障害）、清瀬特別支援学校（知的障害）、青山特別支援学校（知的障害）における医療的ケアの開始及び安全かつ適切な医療的ケアの実施

<課題>

- ・肢体不自由以外の特別支援学校において安全かつ適切な医療的ケアを実施するためには、豊富なノウハウを有している肢体不自由特別支援学校の常勤看護師等による十分な支援を受けることが必要である。このため、肢体不自由特別支援学校の看護師の体制を強化することが必要である。
- ・医療的ケアを開始するために必要となる非常勤看護師及び指導医を早期に確保する必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・肢体不自由特別支援学校に常勤看護師の補佐を担う主任非常勤看護師を新たに配置し、肢体不自由以外の特別支援学校への支援等を円滑に行うことができる体制を整備する。
- ・非常勤看護師の募集を積極的に実施していくとともに、特別支援学校と医療との連携を強化するための取組を進めるなどして、指導医の確保に努める。

4 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策

<施策の取組状況>

(1) 公立小学校における特別支援教室の設置促進

公立小学校において、平成28年度から順次特別支援教室を導入しており、特別支援教室の導入に向けた区市町村への支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行った。

(特別支援教室設置982校、特別支援教室専門員配置959名 (平成29年5月1日現在))

(2) 公立中学校における特別支援教室の設置促進

教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題があるため、平成28年度と平成29年度の2か年のモデル事業を実施し、中学校における巡回指導体制や生徒一人一人の障害特性に応じた進路指導を含めた相談機能の在り方等について検討を行った。

モデル事業の成果を踏まえ、公立中学校において、平成30年度から順次特別支援教室を導入していくに当たり、導入に当たっての考え方や留意点、手続きなどをまとめたガイドラインを作成し、区市町村における特別支援教室の導入の準備を支援した。

(モデル事業実施区市4区市、平成30年2月ガイドライン策定・公表)

(3) 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の実施

中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、放課後や土曜日などに教育課程外で学校外において、ソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、平成29年度から本格実施を行っている。

(平成29年6月から平成30年2月まで計40回、講座を実施)

(4) 都立高等学校における通級による指導の実施に向けた準備

都立高等学校における通級による指導について、平成30年度からの開始を目指して、都立秋留台高等学校をパイロット校として検討と準備を行った。

<成果>

(1) 公立小学校における特別支援教室の設置促進

平成29年度に公立小学校384校に特別支援教室を設置(累計982校)するとともに、平成30年度における公立小学校299校への特別支援教室の設置に向けて準備を行った。

(異動前講習会出席者279名、特別支援教室専門員配置1,242名 (平成30年4月1日現在))

(2) 公立中学校における特別支援教室の設置促進

平成30年度における公立中学校98校への特別支援教室の設置に向けて準備を行った。

(異動前講習会出席者62名 (平成30年4月1日現在))

(3) 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の実施

平成29年度に本格実施として、通年実施講座（6月から2月まで毎週土曜日、計30回実施）と短期集中講座（夏季休業期間中の平日及び土曜日、計10回実施）の二つの講座を実施した。

（平成29年度受講生徒数 通年実施講座66人、短期集中講座89人）

(4) 都立高等学校における通級による指導の実施に向けた準備

平成30年度の運用開始に向けて、庁内において課題整理の上、パイロット校での準備に対する助言と支援を行い、円滑な運用開始につなげた。

<課題>

(1) 公立小・中学校における特別支援教室の設置促進

特別支援教室の着実な設置促進と円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村への支援を行っていくことが求められる。

(2) 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」の各々に対するニーズを把握し、各事業の役割分担のもとに、適切な支援体制を構築していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

(1) 公立小学校における特別支援教室の設置促進

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き導入校に特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

(2) 公立中学校における特別支援教室の設置促進

平成29年度に作成したガイドラインを基に、平成33年度の全校導入完了に向けて区市町村における特別支援教室の導入を支援していく。具体的には、平成30年度に教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、導入校に特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

(3) 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の実施

平成30年度も引き続き、教育課程外での特別な指導・支援を通年で実施していくとともに、応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討していく。

(4) 都立高等学校における通級による指導の実施に向けた準備

平成30年度以降、パイロット校において自校通級での運用の下で検証を行うとともに、パイロット校での実践を踏まえた上で、今後の設置の仕組みや他校通級の在り方を検討していく。

5 都立特別支援学校における芸術振興

<施策の取組状況>

- 1 芸術系大学と連携した芸術教育の推進事業
特別支援学校3校を美術教育推進校として指定し、芸術系大学の教員・学生との連携を図り、助言を生かした芸術教育の内容・方法についての研究・開発及び授業改善を図っている。
- 2 美術活動を通じた障害者への理解促進
第3回「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」の開催
- 3 ユニークな美術活動の機会創出事業
都立特別支援学校3校の施設を使用して、自由な発想で美術活動に取り組む機会を12回開催

<成果>

- 1 「美術教育推進校」からは「アートプロジェクト展」に6点が出展作品として選ばれ、授業改善が図れてきている。
- 2 来場者2,638人と前年度比1.96倍、うち一般都民が3倍に増加。アンケートの満足率は97%
- 3 延べ47名の生徒が、自由な発想で美術活動に取り組むことができた。

<課題>

- 1 広報を工夫し、より多くの都民に展覧会の開催を周知し、来場を促すこと。
- 2 場所に応じた展示方法の工夫を行い、芸術性の高い展示として開催を続けること。
- 3 区市町村教育委員会との連携の下、更に参加者を増やすとともに、開催地域を増加させること。

<今後の取組の方向性>

- 1 各推進校の実践や成果の共有と他校への成果の普及を図っていく。
- 2 「アートプロジェクト展」を芸術性の高い障害者アートに関する展覧会として継続するとともに、児童・生徒の作品の魅力を広くアピールする機会の拡充を図っていく。

6 都立特別支援学校におけるスポーツ振興

<施策の取組状況>

「スポーツ教育推進校」において、体育の授業や体育的活動に障害者スポーツ等を取り入るとともに、障害者スポーツを通じた小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流を充実

年度	27	28	29
スポーツ教育推進校	10校	20校	30校
パラリンピアン等派遣	4校(8回)	6校(12回)	8校(16回)

- 1 障害者スポーツを取り入れた体育の授業や体育的活動を充実
- 2 障害者スポーツを通じた小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流の活性化
- 3 パラリンピアン等を、8校に年2回招へいし、児童・生徒の競技技術の向上
- 4 障害者スポーツの実施に係る用具類の充実

5 校内研修会等に障害者スポーツ等の講師を招へいし、教員の指導力の向上

<成果>

- 1 「スポーツ教育推進校」30校合わせて、新たに47種目の障害者スポーツ等を取り入れた授業や体育的活動、交流等を行った。
- 2 パラリンピアン派遣全16回に、363人が参加して、競技の実技指導を受けた。

<課題>

- 1 児童・生徒が多く障害者スポーツを経験することで、生涯において親しむ障害者スポーツの選択肢を増やす必要がある。
- 2 様々な障害者スポーツを通じて、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒とが交流する機会を拡充することが求められている。

<今後の取組の方向性>

- 1 全ての児童・生徒が、積極的に活動できるように、各学校で取り組んでいない障害者スポーツを、新たに体育の授業や体育的活動に取り入れる。
- 2 更に多くの障害者スポーツを通じた小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流の活性化と、障害のある児童・生徒への理解推進を図る。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
主要施策	21	学校運営力の向上	

【平成29年度予算額：57,458千円 決算額：35,684千円 従事職員数7人（指導主事0人）】

◆学校運営力を向上させる取組の充実（都立学校教育部・人事部）

1 学校経営支援センターによるきめ細かい支援の充実

＜施策の取組状況＞

全都立学校において、校長による学校経営計画の策定・公表（P）→教育活動の実施（D）→学校運営連絡協議会による学校評価・学校の自己評価・学校経営報告の策定・公表（C）→改善・次年度学校経営計画に反映（A）のPDCAサイクルにより、自律的・組織的な学校経営を推進している。

また、学校経営支援センターは、月1回の学校訪問や校長連絡会等の開催、各種研修会の実施、事故対応等、校長の学校経営の支援をきめ細かく行っている。

＜成果＞

学校経営支援センターの学校訪問等において、各学校の課題を明確にし、指導・改善が促進できた。

＜課題＞

学校経営計画における教育目標や重点目標、数値目標等について、全教職員への周知及び目標の共有化の更なる徹底を図り、より一層組織的な取組を推進する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

引き続き、学校経営面、人事面、指導面等において、学校の状況に応じて必要な指導・助言・支援を行っていく。

2 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）

＜施策の取組状況＞

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、小中学校12校において新たに「学校マネジメント強化モデル事業」を実施。学校の状況に応じ「学校経営補佐」又は「副校長補佐」を配置した。

＜成果＞

学校マネジメント強化モデル事業では、実施校ごとの不均衡が見られるものの、副校長の勤務時間について一定の短縮効果が認められた。

<課題>

学校マネジメント強化モデル事業では、モデル校数が少ないことから結果について学校ごとの不均衡があり、成果検証が不十分である。

<今後の取組の方向性>

学校マネジメント強化モデル事業では、モデル実施の規模を 120 校に拡大し、成果の検証を行う。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
主要施策	22	学校の教育環境整備	

【平成 29 年度予算額:13,045,307 千円 決算額:10,073,866 千円 従事職員数 10.5 人(指導主事 2 人)】

◆耐震化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

1 都立学校における非構造部材の耐震化

＜施策の取組状況＞

平成 24 年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、平成 25 年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成 25 年度に調査・点検を実施し、平成 26 年度から耐震化を進めている。

【平成 29 年度実績】

- ・つり天井材の撤去、落下防止対策：18 校（武道場 18 校）

＜成果＞

- ・都立学校 体育館の天井材等の落下防止 平成 28 年度までに全校対策済
- ・都立学校 武道場等の天井材等の落下防止 248 校中 112 校対策済（平成 30 年 3 月 31 日現在）

＜課題＞

都立学校の体育館や武道場等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

＜今後の取組の方向性＞

都立学校体育館における非構造部材の耐震化については完了したが、体育館以外の非構造部材の耐震化についても、学校と調整を図り夏季休業期間以外の時期にも工事を行う等の工夫により、取組を加速していく。

2 公立小・中学校等における震災対策の推進

＜施策の取組状況＞

平成 25 年度から、区市町村が行う非構造部材の耐震対策工事に対して財政支援を行っており、平成 29 年度は 29 区市町 146 事業に対し補助を実施した。

<成果>

- ・屋内運動場等の吊り天井等落下物の耐震対策
 - *吊り天井を有する屋内運動場等の落下物の耐震対策
平成 29 年度末時点 161 棟中 133 棟対策済み
 - *吊り天井を有していない屋内運動場等の落下物の耐震対策
平成 29 年度末時点 1,992 棟中 1,830 棟対策済み

<課題>

屋内運動場等における吊り天井等落下物の耐震対策については、国は平成 27 年度末までの対策完了を求めていたところであるが、完了していない区市町村が残っているため、早期の対策を働き掛けていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

平成 30 年度末までに耐震対策が完了するよう、引き続き取組が遅れている区市町村の進捗状況を把握し、積極的に対策を働き掛けていく。

◆トイレ整備の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

1 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

<施策の取組状況>

小規模な改修工事により、和式大便器を洋式に交換するトイレ洋式化を実施したほか、老朽化が著しいトイレ設備についてはトイレ洋式化とともに配管等の改修を含めた工事を行った。

【平成 29 年度実績】

- ・小規模な改修工事（トイレ洋式化） 139 校で実施
- ・老朽トイレの改修工事 6 校で実施

<成果>

- ・都立高校 トイレの洋式化率 56.4%（平成 30 年 3 月 31 日現在）
- ・都立特別支援学校 トイレの洋式化率 83.7%（平成 30 年 3 月 31 日現在）

<課題>

トイレは児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、工事実施中の教育活動への影響を考慮し、工事実施時期や対象範囲を工夫する必要がある。

<今後の取組の方向性>

教育活動への影響を抑えるため、工事対象を絞った小規模な改修工事を複数回実施し、トイレの洋式化を進めていく。また、老朽化が著しいトイレの改修を行う際には、併せてトイレの洋式化を図る。

2 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業

<施策の取組状況>

平成 29 年度から、区市町村が行うトイレ改修（洋式化等）やマンホールトイレ等災害用トイレの整備に対して財政支援を行っている。

<成果>

- ・ 35 区市町 203 事業に対し補助を実施
- | | |
|--------|--------|
| トイレ改修 | 183 事業 |
| 災害用トイレ | 20 事業 |

<課題>

洋式化を含めたトイレ整備状況については、区市町村によって偏りがあるため、整備の進んでいない区市町村に対し、整備実施を働き掛けていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

区市町村における進捗状況を把握するとともに、整備の進まない区市町村に対し、助言・指導を行っていく。

◆冷房化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

1 都立学校冷房化の推進

<施策の取組状況>

【平成 29 年度実績】

- ・ 都立高校の特別教室の冷房化を実施 工事 5 校
- ・ 都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施 工事 9 校

<成果>

- ・ 都立高校における特別教室の冷房化 191 校中 81 校実施済（H30.3.31 現在）
- ・ 都立特別支援学校における体育館の冷房化 57 校中 41 校実施済（H30.3.31 現在）

<課題>

非構造部材の耐震化や校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

都立高校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施していく。

2 公立小・中学校の冷房化の推進

<施策の取組状況>

平成 26 年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室について冷房化補助を行っていたところであるが、平成 27 年度に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従来の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室に拡大して財政支援を行っている。

<成果>

【平成 29 年度実績】 159 学校、662 特別教室（特別教室数 33,330 教室中 24,657 室設置済み）

<課題>

特別教室の冷房設備設置率については、平成 26 年度 65.4%から平成 29 年度 72.0%（文部科学省空調（冷房）設備設置状況調査による。）に上昇しているが、設置状況に偏りがあるため、引き続き冷房化率が低い区市町村へ対策を働き掛けていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

今後も、区市町村の空調整備計画の執行スケジュールを把握し、区市町村が補助を利用しやすくなるように、補助金申請の受付時期や決定時期を調整するとともに、冷房化率が低い区市町村へ対策を働き掛けていく。

◆ICT 環境整備の推進（総務部・地域教育支援部）

1 都立学校における ICT 環境の充実

<施策の取組状況>

都立高校における ICT 環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の ICT 機器に加え、学級単位で 1 人 1 台利用できる生徒用のタブレット端末を配備した。

タブレット端末	27 年度	28 年度	29 年度
高等学校（1 校 43 台）	2,752 台(64 校)	2,795 台(65 校)	2,881 台(67 校)

都立特別支援学校における ICT 環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の ICT 機器に加え、全校に対し、児童・生徒が学年又は学級単位で 1 人 1 台利用するためのタブレット端末を配備した。

タブレット端末	26 年度	27 年度	28 年度
特別支援学校全校に順次配備	709 台	757 台	799 台

<成果>

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年で都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校の全校に、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備

した。

都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするための環境の整備ができた。

<課題>

活用状況の把握や学習効果等の検証を行い、引き続き ICT 環境の充実に努める。

<今後の取組の方向性>

配備したタブレット PC について活用状況等の情報収集を行い、次期更新の基礎情報とする。

また、一人一台の ICT 環境に向け、BYOD 研究事業を行い、有効性の調査を行う。

2 公立小・中学校 ICT 教育環境整備支援事業

(1) 出前 ICT 環境整備事業・ICT アドバイザリー事業

<施策の取組状況>

平成 29 年 9 月から平成 30 年 7 月まで 6 地区 18 校を第三期モデル校に指定し、タブレット端末や電子黒板等の機器を貸し出すとともに、同指定校における ICT 教育機器の活用を支援するための専門家を各校の求めに応じて派遣している。

<成果>

第一期、第二期のモデル事業実施校も含めて、ICT 機器を活用した様々な授業の取組、成果の検証が始められるとともに、指定地区以外の区市町村を含め、ICT 機器整備、活用等について検討の動きが広まってきている。

<課題・今後の取組の方向性>

第一期モデル事業実施地区には、ICT 環境整備計画が進んでいない地区もあった。このため、引き続き、区市町村教育委員会における計画策定、ICT 環境整備を支援していくとともに、計画を策定していない区市町村教育委員会に対して、モデル事業で得られた、必要な機器の機能、ネットワーク構成等の ICT 環境、教科指導における ICT 活用の効果など、計画策定に参考となる項目や内容を提示していく。また、学校における ICT を活用した授業の参考となるよう、モデル校で取り組まれた授業実践事例についても、引き続き、教科別等に整理し、紹介していく。

(2) 公立学校施設校内 LAN 整備工事支援事業

<施策の取組状況>

公立小・中学校施設における校内 LAN の整備を実施する区市町村に対し、平成 27 年度から整備費の一部の補助を行っている。

<成果>

LAN 整備校数：平成 29 年度 小学校 257 校、中学校 71 校 計 328 校

<課題>

国の第2期教育振興基本計画において、平成29年度末までに普通教室における校内LAN整備率を100%にすることが目標とされているが、都内公立小・中学校においては、小学校の整備率が85.5%、中学校の整備率が85.6%（平成29年3月1日現在）となっている。

<今後の取組の方向性>

校内LANを整備せず、セルラーモデルのタブレットを活用する区市町村もあることから、都内公立小・中学校における必要な整備はおおむね完了した。

◆安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

1 公立小・中学校等防犯設備整備事業

<施策の取組状況>

児童・生徒の安全を確保することを目的として、区市町村が実施する防犯設備整備について財政支援を実施した。

<成果>

平成29年度は、22区市町、184園・校で新規設置又は更新を行った。

幼稚園	1区	3園
小学校	17区市町	111校
中学校	16区市	70校

<課題>

区市町村・学校における防犯カメラの新規設置計画状況及び防犯カメラの老朽化に伴う設備更新計画状況を、今後も把握していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

今後も、区市町村・学校におけるカメラの設置状況を把握し、未設置及び更新が必要な学校のある区市町村へ対策を働き掛けていく。

◆校庭の芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

1 都立学校芝生化の推進

＜施策の取組状況＞

	平成28年度 までの実施状況			平成29年度 の実績			累 計		
	高等 学校	特別 支援 学校	計	高等 学校	特別 支援 学校	計	高等 学校	特別 支援 学校	計
芝生化 学校数	82 校	36 校	118 校	5 校	2 校	7 校	87 校	38 校	125 校
芝生化 面積	20.4ha	6.8ha	27.2ha	1.3ha	0.1ha	1.4ha	21.7ha	6.9ha	28.6ha

（注）上記数値には平成28年度末に閉校となった旧都立久留米特別支援学校を含まない。

＜成果＞

- ・都立学校における校庭の芝生化 248 校中 125 校実施済（平成30年3月31日現在）

＜課題＞

芝生化工事中及び養生期間中の代替運動施設確保が困難であるとともに、芝生化後の維持管理の負担が大きい。

＜今後の取組の方向性＞

都立学校の改築やグラウンド改修に合わせて芝生化工事を実施するなど、実施時期の工夫を図るとともに、芝生化後の維持管理委託を引き続き実施し、学校を支援していく。

2 公立小・中学校の芝生化の推進

＜施策の取組状況＞

ア 緑の学び舎づくり補助事業

平成29年度	芝生化工事補助	13 校
	屋上緑化補助	6 校
	壁面緑化補助	2 校
	維持管理費補助	100 校

イ 校庭芝生化地域連携事業等の実施

(ア) 校庭芝生化地域連携事業

- ①校庭芝生化を活用した地域連携による文化・スポーツ活動、芝生の維持管理等への財政支援 36 校
- ②実施校相互の実践事例等の情報交換及び交流を図る報告会の実施 1 回

(イ) その他

- ①芝生の専門家の学校への派遣 144 校

②芝生リーダー養成講座の開催 3回 参加者 116名

③親方、匠の認証 親方6名、匠7名

<成果>

ア 緑の学び舎づくり補助事業

平成29年度末現在の芝生化実施予定校 507校

イ 校庭芝生化地域連携事業等の実施

(ア) 校庭芝生化地域連携事業は、平成29年度末現在、延べ188校で実施した。

(イ) 各校において、芝生の維持管理活動に一定期間携わる人で、組織の取りまとめに貢献した人を「親方」として、また、専門的技術を習得し、その経験等の普及啓発に取り組んだ人を「匠」として、平成29年度末現在83名を認証した（親方47名、匠36名）。

<課題・今後の取組の方向性>

安定的・継続的な維持管理を行っていく上で、維持管理組織の人材確保や専門的知識の習得が必要である。そこで、学校と地域が連携した芝生の維持管理体制づくりの促進を図るため、芝生を用いた地域連携事業の事例などを区市町村へ周知するとともに、芝生の専門家を定期的に芝生化校へ派遣し、芝生の裸地化など管理課題に対して、管理方法の対策をアドバイスするなど、維持管理における支援を充実し、校庭芝生化の取組を促していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	家庭	取組の方向	9 家庭の教育力向上を図る
主要施策	23	家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	

【平成29年度予算額：77,805千円 決算額：68,456千円 従事職員数5人（指導主事5人）】

◆学校と家庭の連携の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

1 「家庭と子供の支援員」の配置

(1) 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置する。

(2) 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

(3) 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

(4) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

(5) 事業経費運用方法

ア 学校指定初年度（委託事業）

国 1/3、都（委託料） 2/3

イ 学校指定2年目以降（補助事業）

国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、 区市町村 1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

(6) 実施地区、配置校数、配置人数

ア 実施地区

31 区市町村（14 区 16 市 1 町）

イ 実施校

314 校（小学校 187 校、中学校 127 校）

- ウ 家庭と子供の支援員数
719 人
- エ スーパーバイザー数
179 人
- (7) 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数
延べ 26,211 日
- (8) 事業等
第 4 回生活指導担当指導主事連絡会 11 月 16 日
区市町村教育委員会担当指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施した。
家庭と子供の支援員の参加者数：18 人

<成果>

「家庭と子供の支援員」による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

	平成 28 年度	平成 29 年度
① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	243 人	392 人
② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	152 人	196 人
③ 改善率 (②/①×100)	62.6%	50.0%

平成 29 年度は、支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数が、前年度比で約 1.6 倍となった。

<課題>

「家庭と子供の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において「家庭と子供の支援員」同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、「家庭と子供の支援員」の対応力向上を図る。

<今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が、多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	家庭	取組の方向	9 家庭の教育力向上を図る
主要施策	24	学校と家庭が一体となった教育活動の充実	

【平成 29 年度予算額：40,728 千円 決算額：34,857 千円 従事職員数 5 人（指導主事 5 人）】

◆学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）

1 道徳授業地区公開講座の充実（再掲）

＜施策の取組状況＞

1 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 小学校 1・2 年生版「心あかるく」 | 118,800 冊 |
| (2) 小学校 3・4 年生版「心しなやかに」 | 118,400 冊 |
| (3) 小学校 5・6 年生版「心たくましく」 | 116,900 冊 |
| (4) 中学校版「心みつめて」 | 89,400 冊 |

を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。

2 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 小学校版 | 118,800 冊 |
| (2) 中学校版 | 89,400 冊 |

を都内全ての公立小・中学校等の新 1 年生の保護者に配布した。

3 道徳授業地区公開講座の実施

学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成 14 年度から東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で、道徳授業地区公開講座を開催している。

年度	実施校数・公開授業参観者数
平成 27 年度	1,944 校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 477,675 人
平成 28 年度	1,931 校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 492,468 人
平成 29 年度	1,924 校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 478,300 人

4 道徳授業地区公開講座の意見交換会で活用できる保護者向けビデオ資料（DVD）の作成・配布

- ・ 道徳授業地区公開校講座の意見交換会を活性化し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進に資する目的で作成・配布（平成 30 年 3 月）。
- ・ 道徳教育についての解説編と、大人が共に考える課題を取り上げたドラマ 6 本を収録
- ・ DVD の内容や活用方法、具体的な実践事例等を紹介するリーフレットを併せて作成・配布し（平成 30 年 3 月）、活用の推進を図った。

<成果>

- 1 東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する東京都道德教育教材集の活用を推進し、各学校の教育活動全体を通じた道德教育の充実を図った。
- 2 東京都道德教育教材集及び『特別の教科 道德』移行措置対応 東京都道德教育教材集（平成28年3月配布）の活用等により、道德授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道德教育の取組を一層推進した。
- 3 保護者向けビデオ資料（DVD）の配布により、各学校において道德授業地区公開講座の意見交換会の充実・活性化を支援する体制を整えた。

<課題>

- 1 「特別の教科 道德」の全面実施（小学校：平成30年度から、中学校：平成31年度から）に伴い、道德科の内容等を踏まえて東京都道德教育教材集を改訂することが課題である。
- 2 保護者向けビデオ資料（DVD）の活用を推進し、道德授業地区公開講座の意見交換会への参加者を増やし、学校・家庭・地域が一体となった道德教育の一層の充実を図っていくことが課題である。

<今後の取組の方向性>

- 1 東京都道德教育教材集について、小学校版を平成30年度から、中学校版を平成31年度から、「特別の教科 道德」の内容等を踏まえた改訂作業に入る。小学校改訂版を平成31年度から、中学校改訂版を平成32年度から、各学校に配布する予定である。
- 2 保護者向けビデオ資料（DVD）及びリーフレットの活用について、義務教育指導課事業説明会、道德教育担当指導主事連絡協議会、東京都「特別の教科 道德」カンファレンス等で周知を図り、道德授業地区公開講座の一層の充実を支援する。また、道德授業地区公開講座に都教育委員会の指導主事等を講師として派遣する際に、ビデオ資料（DVD）を活用して意見交換会を行う。

2 親子防災体験（再掲）

<施策の取組状況>

発生が予測される首都直下型地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災ノート「東京防災」を都内の公立、私立・国立の小・中学校等に配布するとともに、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「親子防災体験」（小学校等対象）及び「防災標語コンクール」（中学校等対象）を新たに実施した。

- ・ 防災ノート「東京防災」作成・配布数

小学校1～3年生版	第1学年の児童に配布	136,000部
小学校4～6年生版	第4学年の児童に配布	133,640部
中学校版	第1学年の生徒に配布	136,611部

・ 防災ノートの活用促進

	対象	内容
親子 防災体験	都内全公立・私立小学校、特別支援学校(小学部)及び義務教育学校(前期課程)の児童及びその保護者	防災体験施設において、防災ノート「東京防災」を活用して児童と保護者が共に防災体験(地震体験、消火体験等)を行う。
防災標語 コンクール	都内全公立中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)及び義務教育学校(後期課程)の第1学年 全生徒	防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」を活用した学習を通して学んだことを踏まえ、生徒が防災標語を考える。

(親子防災体験の実施施設)

○都内7か所の防災体験施設【平成29年7月から同年9月まで】

東京消防庁都民防災教育センター(池袋防災館、本所防災館、立川防災館)、東京消防庁消防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、東京都北区防災センター

○多摩動物公園【平成29年8月11日(金)及び同月12日(土)の2日間】

車両3台(起震車、まちかど防災体験車、自然災害体験車)、防災資器材(地震動シミュレーター、防災体感シアター、煙体験ハウス等)により七つの防災体験コーナー(地震・津波体験、消火体験応急救護体験等)を開設

<成果>

1 防災ノートの活用促進

親子防災体験や防災標語コンクールの取組により、各学校において、避難訓練の事前・事後指導、各教科の授業、学校活動(ホームルーム活動)、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で、防災ノートの活用が図られた。

(1) 親子防災体験の実施者数(参加児童数)

平成28年度実績7,867人 ⇒ 平成29年度実績11,424人(3,557人増)

(2) 防災標語コンクール(応募作品数)

72,501標語(全公立中学校、義務教育学校及び中等教育学校、公立特別支援学校658校で実施)

(3) 防災ノートの活用状況

都内の公立小学校、中学校、義務教育学校における活用率

平成28年度92.6% ⇒ 平成29年度97.4%(4.8%増)

(平成29年度安全教室指導者講習会アンケートより)

<課題>

1 防災ノートの活用率が97.4%と2.6%の学校で活用していない現状がある。

2 教材の活用等による防災教育の推進により、具体的な防災行動に、より一層つなげていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

- 1 既存の三教材を発展的に統合した「防災ノート ～災害と安全～」を、都内全ての児童・生徒に配布する。
- 2 「防災ノート ～災害と安全～」の活用を図り、家庭・地域と一体となった防災教育を一層充実させる。
- 3 安全教育推進校において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域（関係機関）が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発するとともに、「防災ノート～災害と安全～」の活用方法について研究する。

3 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用促進（再掲）

＜施策の取組状況＞

児童・生徒がいじめを防止するために主体的に行動できるよう促すとともに、心配な状況があったらすぐに相談機関にアクセスできるようにするため、いじめ防止に関する情報サイト及びアプリケーションを開発し、その活用について推進を図った。

- 1 情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の目的等
 - (1) 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。
 - (2) 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。
- 2 情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の内容
 - (1) 【こころ空模様チェック】

簡単なストレスチェック機能があり、「東京都いじめ相談ホットライン」に電話をかけることができる。
 - (2) 【こころストーリー】（いじめ相談・SNS）

いじめや、SNSについて考えさせる八つのストーリーを見ることができる。
 - (3) 【SNS ルールリマインダー】

SNS に関して決めたルールを登録することで、通知が届くことによりルールを思い出すことができる。

＜成果＞

平成 28 年度末に、上記の 3 本のアプリと Web サイトを公開した。また、啓発リーフレットを作成し、都内全公立学校に配布するとともに、携帯電話事業者と連携し、事業所にも配布することで一層の啓発を図った。

平成 30 年度版「SNS 東京ノート」に情報サイトと連携したコンテンツを取り入れて、授業での活用を促進できるよう改訂を行った。

<課題>

子供たちが家庭で使用しているコンピュータや、携帯しているスマートフォンを通して、日常から「考えよう！ いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめ問題の解決に向けて、自分がどのように行動すればよいのかを考えることができるよう啓発を引き続き行う必要がある。

<今後の取組の方向性>

校長連絡会や区市町村教育委員会室課長会等、あらゆる機会を活用し更なる普及啓発を行っていく。

4 SNS等の適正な使い方の啓発強化（再掲）

<施策の取組状況>

- 1 情報教育推進校（主に情報モラル教育を推進）9校を指定し、先進的な取組を実施
- 2 情報教育指導主事連絡会等で、学校や家庭におけるルール策定や見直しについて、情報共有し、児童・生徒による主体的な情報モラル教育を推進
- 3 「SNS 東京ノート」活用促進委員会の開催と補助教材「SNS 東京ノート」の改訂

<成果>

- 1 情報教育推進校の成果を実践事例集にまとめて、年度末に都内全公立学校に配布した。また、情報教育推進校（主に情報モラル教育を推進）成果報告会を12月8日（金）都庁で、開催した。
- 2 区市町村教育委員会や都立学校に対し、学校ルール策定と見直しの徹底及び学校を通じた家庭への啓発について周知した。また、インターネット利用ルールを定めた学校の割合は、ふれあい月間の調査で平成28年度は74.1%、平成29年度は全ての都内公立学校（100%）で策定した。
- 3 「SNS 東京ノート」活用促進委員会を開催し、児童・生徒の話し合いの活性化や活用促進を図るための指導法等について検討を行い、主体的に学ぶ情報モラル補助教材「SNS 東京ノート」（平成30年度版）を作成し、都内全公立学校の全児童・生徒に配布した。

<課題>

- 1 高校生が先生役となり、小中学生に「SNS 東京ノート」を活用した情報モラルを教える等、他校種間で連携した取組が限定的となっている。
- 2 情報教育推進校（主に情報モラル教育を推進）の取組が形骸化しないように、児童・生徒による主体的なルール見直しの活動を全都により一層周知する必要がある。
- 3 児童・生徒の実態に即した「SNS 東京ノート」となるよう、引き続き改訂を行い、児童・生徒による主体的な情報モラル教育を促進させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 他校種間で連携した取組を都主催の研修会で周知する等、取組の拡大を図る。
- 2 ふれあい月間等の機会を捉えて、ルールの見直し状況を確認し、状況によっては、学校を訪問して支援する。
- 3 共同研究「SNS 東京ノート」効果測定の実績を踏まえて、次年度の改訂につなげる。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	地域・社会	取組の方向	10 地域・社会の教育力向上を図る
主要施策	25	地域等の外部人材を活用した教育の推進	

【平成29年度予算額：33,565千円 決算額：28,358千円 従事職員数6人（指導主事0人）】

◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実（地域教育支援部・都立学校教育部）

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

＜施策の取組状況＞

企業・大学・NPO等の社会資源が有する専門的教育力を、学校教育をはじめとした地域における教育活動に効果的に導入し活性化する。そのために、会員団体として企業・大学・NPO等とのネットワークを拡充し、多様な教育支援プログラムの活用を促す。

年度	25	26	27	28	29
会員団体数	416	432	477	502	548

・主な取組内容

コーディネーター研修の企画

「教育支援コーディネーター・フォーラム」の企画及び実施

都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業における「教育プログラム」の提供

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

＜成果＞

会員団体数 46団体増加（前年比 109%）

「企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」では、58の外部団体が支援を行っているが、そのうち56団体は本協議会の会員団体である。

＜課題＞

(1) 学校と地域をつなぐコーディネーターを対象とした事業を中心に実施しているため、協議会の活動が区市町村の学校関係者に十分に伝わっていない。

(2) 次期学習指導要領の趣旨に適った、教科内で活用できる教育支援プログラムが少ない。

＜今後の取組の方向性＞

第10期東京都生涯学習審議会の中間のまとめを踏まえ、東京都にある企業・大学・NPO等の社会資源を教育資源として効果的に活用できるよう、協議会の事業を見直す。効果的に教育支援プログラムを導入するための助言を行うプログラムアドバイザーの設置等、外部との連携や学校の業務改善の支

援を通じて、学校の働き方改革に寄与し、子供たちの多様で豊かな学びを更に推進する。

2 「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進

<施策の取組状況>

(1) 区市町村の取組

区市町村が主体となって、国庫補助事業を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制（学校支援ボランティア推進協議会）づくりを推進し、地域住民等がボランティアとして学校の教育活動を支援する事業を実施した。

・実施地区数及び学校数の推移

年度	25	26	27	28	29
地区数 (区市町)	23	23	23 (24)※	28 (29)※	29 (30)※
学校数 (小・中)	788 校	886 校	833 校 (929) ※	915 校 (1,013) ※	1030 校 (1,135) ※

※平成 27 年度から八王子市が中核市として国から直接補助を受けて実施している（1 市 105 校）。

「()」内は、八王子市分を合算した数値を示す。

・主な活動内容

学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

(2) 東京都の取組

・推進委員会の開催 2 回

教育庁関係課職員で構成する委員会を設置し、地域学校協働活動をめぐる各課関連事業について共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

・情報提供や研修

「学校支援ボランティア推進協議会事業」報告書の印刷配布：300 部

コーディネーター基礎研修の実施（2 回）

コーディネーター（初心者）を主な対象に基礎的な研修を実施した。

<成果>

学校支援ボランティア推進協議会事業実施校数

実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）[八王子市を含む。]

平成 28 年度（48%） → 平成 29 年度（60%）

<課題>

地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」推進を図る。

<今後の取組の方向性>

コーディネーター研修の実施や多様な地域学校協働活動事例の提供など、未実施地区も視野に入れて区市町村における取組充実を目指した支援に努める。

3 「地域連携推進モデル校」の指定

<施策の取組状況>

「地域連携推進モデル校」を指定し、地域の教育資源や外部人材の活用により、生徒の社会的自立に必要な力を育む教育をより一層充実させるため、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働するためのネットワークを整備し、「地域が主体的に学校を支援し、学校が地域に貢献する「地域とともにある学校」」を推進する。

(主な活動内容)

- ・ 地域学校協働本部を活用した学習支援講座やキャリア講座の実施
- ・ 部活動指導
- ・ 地域団体やボランティアによる学校環境整備等

<成果>

- ・ 地域学校協働本部の立ち上げ後は、地域側から積極的に連携に関する提案がなされるようになっている。
- ・ 学校（教員）が組織的に活動するようになっている。
- ・ 運営会議等を通して、連携団体相互に顔を合わせる機会ができたことにより、団体間の横のつながりが生まれている。

<課題>

- ・ 地域の情報に明るく、地域と学校をつなぐ役割を果たすことができる地域コーディネーターの確保が困難である。

<今後の取組の方向性>

引き続き、地域学校協働活動の推進体制を構築するとともに、モデル校の取組の成果を検証する。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	地域・社会	取組の方向	10 地域・社会の教育力向上を図る
主要施策	26	学校と地域社会が連携した教育活動の充実	

【平成29年度予算額：2,181,916千円 決算額：1,970,399千円 従事職員数6人（指導主事0人）】

◆小・中学校における取組の推進（地域教育支援部）

1 放課後子供教室の推進（再掲）

＜施策の取組状況＞

(1) 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

【実績等】 実施地区数及び教室数等の推移

年度	25	26	27	28	29
地区数（区市町村数）	52	52	55	55	55
教室数	1,101	1,138	1,158	1,200	1,240
小学校区数	1,062	1,089	1,112	1,145	1,178

(2) 活動プログラムの実施

学習支援、文化、スポーツ等の様々な活動プログラムを実施【実績 128 教室】

(3) 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。【実績等 年7回 受講者数延べ904人】

(4) 情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

＜成果＞

- ・ 教室数及び実施小学校区数の増加（平成28年度比 40教室33小学校区増）
- ・ 学習支援、茶道教室やバドミントン教室等、様々なプログラムを実施

＜課題＞

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

＜今後の取組の方向性＞

学習支援等様々な活動事例の紹介や、企業等の教育プログラムを活用した取組等の情報提供を行うとともに、活動プログラムが継続的に実施されるよう、区市町村への支援方策を検討していく。

2 地域未来塾の推進（再掲）

＜施策の取組状況＞

区市町村が主体となって、国庫補助事業である「地域未来塾」を活用し、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的として学習支援の機会を提供した。

- ・実施区市町村 21 区市 （平成 28 年度事業開始）

（小学生対象 2 区市村、中学生対象：6 区市、両方対象：13 区市）

- ・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施。

会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

＜成果＞

実施した教育委員会や学校からは、「日常的に参加し、学習意欲の向上が見られ、学習する習慣が身についた。」「参加前、家庭での学習が 30 分未満の児童のうち、1 時間以上学習するようになったと回答した児童の割合が 62.8%」などの学習習慣の確立や、「できなかった問題ができるようになるなど、自信や学習目的を持てるようになった生徒も増えて、手ごたえを感じている」といった基礎学力の定着などが評価されている。

また、参加している児童・生徒へのアンケートでは、「分からなかった部分が克服できた。」「なんでも質問ができるので、有意義な学習につながっている。」などの声が挙げられている。

＜課題＞

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

＜今後の取組の方向性＞

区市町村に対して多様な実践事例をはじめ参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

◆高等学校における取組の推進（指導部）

1 「校内寺子屋」の推進（再掲）

＜施策の取組状況＞

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学

習支援を試行的に 10 校 2 年間指定

- ・国語、数学、英語において高校 1 年生 20 名程度の生徒を対象
- ・各教科週 2 回程度、放課後に 2 時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施
- ・平均の出席率は 54.9%である。

<成果>

- ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒には、学業不振による中途退学者が 0 人（3 月 27 日時点）。
- ・対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「勉強が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、75%以上の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

- ・外部模試を 2 回以上実施し、生徒の学力の状況を把握する必要がある。
- ・対象となる生徒の参加率が 6 割未満であり、100%を目指して取り組んでいく必要がある。
- ・地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

校内寺子屋の充実を図るため、平成 30 年度及び平成 31 年度においては指定校を 30 校に拡大して学力向上や不登校及び中途退学の防止に一層取り組む。

第7 点検・評価に関する有識者からの意見

山口 し の ぶ（東京工業大学教授）

評価項目は、アジアにおいても注目度の高い「知・徳・体」を中心に、学校、家庭、地域社会に関連する項目を網羅し、学校教育が目指す目標を多角的に評価することができる点検・評価法になっている点は高く評価できる。一方で、日本国内において、多様な学校の形態、人口、地域性を代表する東京都が掲げる東京都教育ビジョンの主要施策の点検・評価であるため、東京都が誇る施策実施の事例を盛り込み、読みやすい報告書にすることが望まれる。例えば、オリンピック・パラリンピックの施策項目に関しては、国家レベルの大規模な取組を教育活動に反映する姿勢は、東京都特有のものであり、今後、日本の他県、他都市が国際的な取組に従事し、教育活動に関連付けていく際の先行事例となるよう、大きなビジョンで点検・評価に取り組むことが望まれる。

取組の方向「個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」では、新しい価値を創造する力を育む教育としてアクティブラーニングが積極的に推進されている点が評価できる。同時に、推進校における手法がどのように新しい価値を創造する力の育成につながっているのかを示す事例が必要である。また、アクティブラーニングは教員の指導力の向上にもつながるため、本取組を通じて教員育成がどのように推進されているかの観点も望まれる。また、「持続可能な社会づくりに向けた教育の推進」は、日本のみならず全世界で取り組んで行かなくてはならない課題となっており、今後ますます重要になる項目であると考えられる。本項目で明記されている「主体的・対話的で深い学び」は幅広い意味合いを含有しているため、どのような取組を教育活動に取り入れ、主体的かつ対話的な学びが促進されたのか、事例を含んだ説明が望まれる。

「世界で活躍できる人材の育成」の取組では、JETプログラムの教員との共同指導により多様な指導計画が実施されている点が評価できる。また、海外研修や積極的な留学生受入れなどが「グローバルリーダー育成にむけた素地」形成に役立っているとの説明には、それらの取組がどのようにグローバルリーダー育成を促進しているのか丁寧な分析を要すると思われる。「日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成」では、推進校 250 校での多様な取組が興味深い。アンケート調査を使った before/after の比較分析も評価できる。一方で、〈課題〉については更なる説明が求められる。調査結果から成果目標に届かなかった項目の分析を確認し、それに対応していくための計画を盛り込む必要があると思われる。

取組の方向「教員の資質・能力を高める」に関しては、「新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上」を目指し教員の海外研修を積極的に推進している多様な取組が評価できる。一方で、「新たな教育課題に対応する資質・能力」については、語学以上の資質や能力が求められているのが実情である。海外研修がアクティブラーニングの推進を含む多様な教授法の構築につながっているのか、また、今後そのような取組を開拓していくのかなどの説明が求められる。〈課題〉についても英語教育に特化しているため、包括的な課題設定に着目していくことが望まれる。

東京都教育委員会は、「東京都教育ビジョン」に基づき、重点的に取り組むべき主要施策とその方向性を明らかにし、着実に実施し、成果を上げていることは、大いに評価できる。

その上で、以下に意見を述べたい。

1 主要施策全般について

基礎学力の定着を図る施策の着実な実施とともに、新学習指導要領の実施を見据えた小学校英語科、高校のアクティブラーニングの推進に積極的に取り組んでいるが、実施までに全校で計画的に実施するという展望を持って推進することが望まれる。

不登校・中途退学への対応のための自立支援チーム、いじめ対応のためのスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置など外部の専門職により学校を支援する体制の整備は、課題対応の面だけでなく、教員が教科指導、生徒指導に集中でき、長時間勤務の改善など働き方改革にもつながることが期待され、また、長期的には教員に優秀な人材を得るためにも必要である。同様の観点から、学校と地域・社会、家庭の連携も重要であり、学習支援などへの地域の人材の活用も有効なので、一層推進することが望まれる。

このほか、特別支援学校におけるアートプロジェクト・スポーツ振興は子供たちの能力開発に資するとともに、都民との交流、理解の促進につながる優れた取組であり、一層の充実が望まれる。学校を取り巻く社会・環境の変化が速いので、インターネット利用ルール策定、SNS 東京ノートも、一定期間後検証を行い、従来の考えに捉われることなく、更に新しい課題への対応を図ることが必要である。

2 点検・評価について

まず、主要政策ごとに、事務局内部において主な成果指標と目標値を設定したことは、点検・評価への取組として大切なことであり、評価できる。都民への報告書という観点から、成果指標・目標値を、段階的でも良いので、公表すべきと考える。ただし、「減少」、「向上」という文言のみで、現状からどの程度改善するか数値として示されていない指標となり得ないもの、報告書に成果指標・目標値に関する記述がなく、達成状況が不明なものなどが散見される。このように一部改善の必要などところがあるので、一層適切な成果指標・目標値を設定し、かつ、可能な限り公表し、PDCA を推進していくべきと考える。

次に、「成果」という場合、目標達成に向けて立案した施策をいかに実施したかという実績とその結果どれだけ目標が達成されたかという成果(アウトカム)は、混同してはならない。研修の回数、配布資料数という実績を示すにとどまるものが見られるが、その事業の利用者アンケートを実施するなど施策の効果を測定することによって成果を示すべきである。また、成果は、できる限り検証可能なデータによるべきであり、「増えた」、「活用された」、「深めることできた」など担当者の概観のような文言は成果を示すものとは言えない。

また、点検・評価が目指すところのPDCAでは、課題抽出後その解決に向けて改善を図ることが重要であるが、前年度検討していくとされたものが、今年度どう取り組まれたか不明であり、ほとんど考慮されていないと思われるものが散見される。点検・評価は施策が改善されていることを都民に示す機会でもあるので、施策立案の際には、〈課題〉を踏まえた〈今後の取組の方向性〉を立案し、PDCAの実効性ある

推進に努めるべきである。

なお、施策の取組状況、成果のデータは、複数年度掲載することによってその進捗状況（経年変化）が分かるので、前年度だけでなく、3年～5年程度掲載することが望ましい。

東京都教育委員会においては、平成 29 年度も多岐にわたる事業を展開している。特に産業界の立場からは、理数教育の充実や英語教育、国際感覚の醸成やキャリア教育の充実に取り組んでいることを評価したい。また、東京 2020 大会の開催を 2 年後に控える中、オリンピック・パラリンピック教育に力を入れていることも大変重要であると考えている。引き続き学校教育の場において、大会に向けた機運醸成に取り組んでいただきたい。

以下、私からは、キャリア教育の推進、点検・評価のあり方、教員の働き方改革の 3 点について意見を述べる。

1 キャリア教育の推進について

若年者の早期離職割合は依然として高い状況にあることから、学生の「勤労観・職業観」を育むキャリア教育については更に重点的に取り組む必要がある。様々な産業、仕事、働き方について触れることが望まれるが、特に、政府としても開業率の向上を課題に挙げていることもあり、「起業」や「経営」について学ぶことのできる機会を是非とも設けていただきたい。また、仕事に限らず、学生が将来、社会で活躍していく上で、対人コミュニケーション能力は大変重要であることから、アクティブラーニング等学習の場に限らず、あらゆる機会を捉えて醸成に努めることが重要である。

なお、キャリア教育の推進にはその担い手である教員の理解促進が不可欠であることから、既存の研修事業の効果検証、見直しも視野に入れてしっかりと取り組むべきである。

2 点検・評価の在り方について

教育という分野で事業の大小を判断するのはなかなか難しいが、点検・評価に際しては新設された事業や重点事業等を年度ごとに明示して、一定程度メリハリをつけることも検討すべきである。また、第 4 次教育ビジョンの検討が進められているが、本来ならば第 3 次教育ビジョンに沿って実施された平成 25 年度から平成 29 年度の各事業の成果や平成 30 年度の見込み、残された課題等をしっかりと分析した上で、新しいビジョンを策定していくべきであり、こうした観点からも複数年にわたって事業を評価することが重要である。

一部事業については、事業の成果が抽象的なものや制作・配布した冊子の部数が示されているケースが散見される。また、前年度の記載内容とほとんど変わらないものもあることから、本点検・評価の在り方や意義についても考え直す必要があると考える。

3 教員の働き方改革について

日本全体で人手不足が大きな課題となっている中で、教員の労働環境について昨今様々な報道がされていることもあり、教員養成系学部の志願倍率は下がっているとの報道もある。教育の質を確保するためには、教育現場の担い手である教員の資質・向上はもとより、優秀な教員志望者を確保することが不可欠である。そのためにも、教員の労働環境の改善、働き方改革ということに取り組んで行く必要がある。平成 30 年度の事業には「働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実」ということで、在校時間の管理や休養等の計画策定などが盛り込まれており、非常に重要なテーマである。是非重点的に取り組んでいただくことを期待する。

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
20教総政第135号
平成20年6月12日
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

平成30年度 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）報告書

東京都教育委員会印刷物登録
平成30年度 第66号
(東京都教育委員会刊行物)

平成30年9月発行

編集・発行

東京都教育庁総務部教育政策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話
印 刷

(03) 5320-6708
(株) 東京デザインセンター



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用